

KPMG

2020年度版

ミャンマー 投資ガイド

KPMGミャンマー



はじめに

この冊子では、ミャンマーへの投資を考えている方のために、ミャンマーの投資規制、税制、会計・監査制度についての基本的な情報を15のポイントに絞って提供することを目的としています。特に断り書きのない限り、本冊子に記載されている内容は2020年6月時点で入手可能な情報に基づいたものです。実際にミャンマーでの事業を始められる場合は、あらかじめ専門家のアドバイスを受けるようにお勧めします。

KPMGインターナショナルは、監査、税務、アドバイザリーサービスなど専門的サービスを提供するグローバルネットワークを展開しています。KPMGの使命は、我々の有する経験と知識をクライアントに有益なものに変換して提供することにあります。

KPMG Advisory (Myanmar) Ltd.

Kantharyar Office Tower, Unit 03,04,05, Level 19
Corner of Kan Yeik Thar Road & U Aung Myat Road,
Mingalar Taung Nyunt Township
Yangon, Myanmar

代表

T : +95 1 937 7200~02

E : myanmar@kpmg.com

目次

投資環境		1
I. 投資規制		
ポイント1.	投資規制の概要はどうなっているのか？	5
ポイント2.	どのような事業が禁止されているのか？	9
ポイント3.	どのような場合に合弁や関連省庁の承認を要するか？	11
ポイント4.	MIC投資許可とはどのようなものか？	17
ポイント5.	ミャンマー投資法のもとでの税務上の優遇措置とはどのようなものか？	21
ポイント6.	ミャンマー進出にあたり選択できる法人の形態は何か？	27
ポイント7.	経済特区における投資規制はどのようなものか？	28
ポイント8.	経済特区法のもとでの税務上の優遇措置とはどのようなものか？	32
ポイント9.	ミャンマーに証券市場はあるのか？	36
II. 税制		
ポイント10.	法人税の概要はどうなっているのか？	37
ポイント11.	法人税の前払いとして源泉税が徴収される取引は何か？	44
ポイント12.	個人所得税の概要はどうなっているのか？	46
ポイント13.	ミャンマーの商業税は日本の消費税に類似する税金なのか？	50
ポイント14.	税務申告の手続きはどのように行うのか？	61
III. 会計・監査制度		
ポイント15.	ミャンマーの会計基準は何か、また会計監査の制度はあるか？	63
添付資料1	MIC通達 No.15/2017 - 関連省庁の承認を要する事業一覧	65
添付資料2	MIC通達 No.13/2017 - 投資促進事業の一覧	70

投資環境

【ミャンマーと周辺国の図】



【ヤンゴン周辺図】



【投資関連コスト比較(2019年1月現在)】

(単位:USD)

		ヤンゴン (ミャンマー) 1USD= 1,532チャット	プノンペン (カンボジア) 1USD= 4,011リエル	ホーチミン (ベトナム) 1USD= 22,892ドン	バンコク (タイ) 1USD= 31.962バーツ
賃金	ワーカー (一般工職)	月額162	月額201	月額242	月額413
	中間管理職 (課長クラス)	月額1,016	月額1,117	月額943	月額1,599
借地料・賃料等	工業団地借料	月額0.14/㎡ (ティラワ工業団地)	月額0.12/㎡ (プノンペンSEZ)	月額0.19/㎡ (アマタ工業団地)	月額7.20~ 7.82/㎡ (チョンブリ県工業団地)
	事務所賃料	月額40/㎡ (Sakura Tower)	月額15~38/㎡	月額43/㎡ (SunWah Tower)	月額19/㎡ (タイムズスクウェア)
	駐在員用住宅借上料	月額2,300 (56㎡) (Sakura Residence)	月額800~ 2,800 (ツーベッドルーム、サービスアパートメント)	月額2,979~ 3,745 (97㎡) (Saigon Sky Garden)	月額1,721 (97㎡) (スクンビット地区)
公共料金	業務用電気料金	月額基本料: なし 1KWh当たり料金: 0.05~0.11	月額基本料: なし 1KWh当たり料金: 0.16	月額基本料: なし 1kWh当たり料金: 製造業0.04~0.12、流通およびサービス業 0.06~0.19	月額基本料: 9.76 1kWh当たり料金: 0.08~0.16
	業務用水道料金	月額基本料: なし 1m³当たり料金: 0.57	月額基本料: なし 1m³当たり料金: 0.24~0.36	月額基本料: なし 1m³当たり料金: 製造業0.42、流通およびサービス業 0.74	月額基本料: 2.82 1m³当たり料金: 0.27~0.45

		ヤンゴン (ミャンマー) 1USD= 1,532チャット	プノンペン (カンボジア) 1USD= 4,011リエル	ホーチミン (ベトナム) 1USD= 22,892ドン	バンコク (タイ) 1USD= 31.962バーツ
公共料金	業務用 ガス料金	月額基本料: なし 料金:0.92/kg	月額基本料: なし 料金:1.00/kg	月額基本料: なし 事業ごとに異なるため、要個別確認	月額基本料: なし 料金:0.66/kg
輸送	コンテナ輸送 (40ftコンテナ) (1)対日輸出 最寄港→横浜港 (2)第3国輸出 (3)対日輸入 横浜港→最寄港	(1)800 (2)200 (最寄港→シンガポール港) (3)1,900	(1)800~1,200 (2)800~3,000 (最寄港→LA港) (3)680~1,000	(1)230 (2)2,310 (最寄港→LA港) (3)510	(1)1,480 (2)3,679 (最寄港→LA港) (3)1,811
税制	法人所得税	25%	20%	20% (最高税率)	20%
	個人所得税 (居住者)	25% (最高税率)	20% (最高税率)	35% (最高税率)	35% (最高税率)
	日本への利子送金課税	15%	14% (最高税率)	5% (最高税率)	15% (最高税率)
	日本への配当送金課税	0%	14% (最高税率)	0%	10% (最高税率)
	日本へのロイヤルティ送金課税	15%	14% (最高税率)	10% (最高税率)	15% (最高税率)

出所:2018年度 JETRO アジア・オセアニア投資関連コスト比較

I. 投資規制

ポイント1. 投資規制の概要はどうなっているのか？

ミャンマーの国民民主連盟(NLD)政権は、2016年に新内閣を発足させた後、外国資本と内国資本の投資をさらに促進すべく投資法の改正を行いました。これは、かつて外国投資法と内国投資法に分割されていた投資法を一本化し、内外資本による投資を公平に取り扱うとともに、外資規制業種のさらなる明確化、投資認可手続きの簡便化を企図したものです。従前の外国投資法ではミャンマー投資委員会の認可が必要な投資事業が不明確であったり、投資認可と優遇措置の認可とが混同されたりするなど分かりにくい点もあり、また外資規制についても一部の業種については明文化されない規制もあるなどの不満が、内外の投資家から寄せられていました。

ミャンマー連邦政府は、ミャンマーにおける投資に対して統一的な規律を与えることになるミャンマー投資法を2016年10月に国会で承認し、2017年4月に計画財務省が同法の細則となるミャンマー投資規則(計画財務省通達 No.35/2017)を発表しています。今後は、内国投資、外国投資を問わず、ミャンマーにおける全ての投資は同法および同規則に従う必要があります。一方、ミャンマーには経済特区(Special Economic Zone/SEZ)も存在しており、SEZで投資を行う場合には、ミャンマー経済特区法や関連する法規制に従うことになります(SEZにおける投資の詳細については、後述「ポイント7. 経済特区法における投資規制はどのようなものか？」参照)。現在複数の経済特区が検討されていますが、実質的に稼働しているものはヤンゴン南東部にある「ティラワ経済特区」のみとなります。

ミャンマー投資法および同規則では、下記の規制や制度が設けられています。

(1) 禁止事業

ミャンマー投資法上、禁止事業が概念的に定義されています(詳細については、後述「ポイント2. どのような事業が禁止されているのか？」参照)。

(2) 規制事業

事業の実施に一定の制限を加えるものとして次の事項が定められています。

① 民間に対する禁止事業

連邦政府のみが実施できる事業として、2017年4月にミャンマー投資委員会 (Myanmar Investment Commission、以下「MIC」という) が公表した「MIC通達 No.15/2017」(添付資料1を参照)に具体的な事業内容が明示されています(詳細については、後述「ポイント2. どのような事業が禁止されているのか?」参照)。

② 外国投資家に対する禁止事業(外資規制)

外国投資家(外国人、外国企業ならびにそれらによってミャンマーに設立された外資企業)には実施が認められない事業として、「MIC通達 No.15/2017」に具体的な事業内容が明示されています(詳細については、後述「ポイント2. どのような事業が禁止されているのか?」参照)。なお、ミャンマー新会社法のもとでは、外国人や外国企業が直接的または間接的に35%超の持分を保有している場合に外国企業とされると規定されており、35%以下の出資であれば内資企業として取り扱われます。

③ 内資との合弁が必要になる事業(合弁規制)

外国投資家にとって、ミャンマー投資家(ミャンマー国民あるいは内資企業)との合弁を必要とする事業として、「MIC通達 No.15/2017」に具体的な事業内容が明示されています(詳細については、後述「ポイント3. どのような場合に合弁や関連省庁の承認を要するか?」参照)。

④ 関連省庁からの承認が必要となる事業

ミャンマー投資家、外国投資家を問わず、事業を実施するにあたって関連省庁からの承認を要する事業として、「MIC通達 No.15/2017」に具体的な事業内容が明示されています(詳細については、後述「ポイント3. どのような場合に合弁や関連省庁の承認を要するか?」参照)。

(3) MIC投資許可

MIC投資許可が必要となる事業の場合(詳細については、後述「ポイント4. MIC投資許可はどのようなものか?」参照)、MICへ申請を行い、承認を取得する必要があります。

なお、各種の税務上の優遇措置(詳細については、後述「ポイント5. ミャンマー投資法のもとの税務上の優遇措置とはどのようなものか?」参照)を得たい場合には、MICに対して税務上の優遇措置の申請を平行して実施することになります。

また、外国投資家は、不動産譲渡制限法によりミャンマーでの土地の所有や長期利用(1年

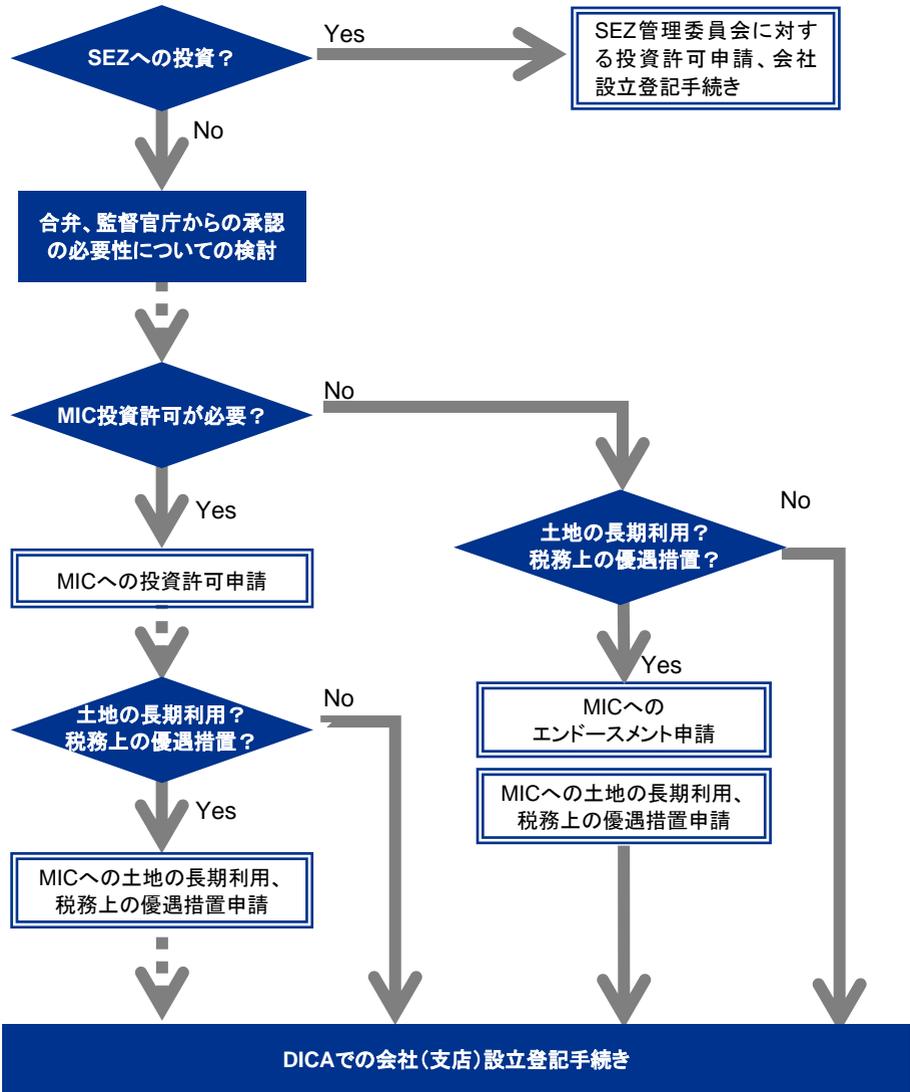
を超える賃貸契約)が認められていません。ミャンマー投資法のもとでは、MICへ申請を行い承認を得ることで、不動産の長期利用が可能となります。

(4) エンドースメント(外国投資家による土地の長期利用、税務上の優遇措置)

MIC投資許可が必要となる事業以外の場合であっても、各種の税務上の優遇措置については、MIC投資許可申請とは別の「エンドースメント(是認)」手続きによりMICへ申請を行い優遇措置が認められる可能性があります。また、土地の長期利用についても同様に、「エンドースメント(是認)」手続きによりMICへ申請を行い承認を得ることで可能となります。

外国投資家にとっての投資手続きフローは次のようになります。(次ページ【外国投資家にとっての投資手続きフロー】参照)

【外国投資家にとっての投資手続きフロー】



DICA; Directorate of Investment and Company Administration (投資事業管理局)

ポイント2. どのような事業が禁止されているのか？

(1) 全面的に禁止されている事業

ミャンマー投資家、外国投資家を問わず、ミャンマー投資法により下記の事業は全面的に禁止されています。

No	事業の内容
1	ミャンマー連邦に危険なまたは有害な廃棄物を持ち込む、あるいはもたらす可能性のある事業
2	栽培や品種改良のための技術、薬品、植物、動物ならびに物品などで、検査中または未許可のものをミャンマー連邦に持ち込む可能性のある事業（研究開発目的を除く）
3	ミャンマー国内の各民族の伝統的な文化や習慣に影響を与える事業
4	公衆に危害を加える可能性のある事業
5	自然環境や生態系に重要な影響を与える可能性のある事業
6	既存の法律で禁止されている物品の製造やサービスの提供を伴う事業

(2) 民間禁止事業

連邦政府のみが実施できる事業として、MIC通達 No.15/2017では具体的に下記の事業が列挙されています。

No	事業の内容	産業区分
1	国防・保安のための物品製造（政府通達で特定されたもの）	製造業（国防関係）
2	国防のための武器・弾薬の製造ならびに関連するサービス	製造業（国防関係） サービス（国防関係）
3	郵便切手の発行、郵便局および郵便ポストの設置・運営	郵便業
4	航空交通関連サービス（航空機の飛行状況を提供するサービス、航空交通に関する警報を提供するサービス、航空交通に関する助言提供、航空管制事業など）	運輸業（航空）
5	船舶管制事業	運輸業（船舶）

No	事業の内容	産業区分
6	自然林や自然林区域の管理(炭素排出削減関連のビジネスを除く)	林業
7	放射性鉱物(ウランウム、トリウムなど)の事業性調査および採掘	鉱業(特殊鉱物)
8	電力システムの管理	エネルギー
9	電気事業に関する査察	エネルギー

(3) 外資禁止事業

外国投資家(外国人、外国企業ならびにそれらによってミャンマーに設立された外資企業)に禁止されている事業として、MIC通達 No.15/2017では具体的に下記の事業が列挙されています。

No	事業の内容	産業区分
1	ミャンマー語および少数民族言語による定期行物の発行ならびに販売	情報通信業 (メディア)
2	淡水での漁業および関連するサービス	漁業
3	動物の輸出入のための検疫施設の設置(検疫行為自体は関連当局が実施)	その他
4	ペットケアサービス	サービス(その他)
5	森林区域および政府管理下の自然林区域を利用した木材事業	林業
6	鉱山法に準拠した中小規模での鉱物の調査、試掘、事業性調査、採掘	鉱業
7	中小規模での鉱物の精錬	鉱業
8	浅掘りでの石油採掘	鉱業
9	外国人用のビザや滞在許可証のためのシールの印刷および発行	その他
10	ヒスイや宝石の探査、試掘、採掘	鉱業
11	ツアーガイドサービス	サービス(旅行業)
12	ミニマートおよびコンビニエンス・ストア(店舗床面積が10,000平方フィート、あるいは929平方メートルを超えないもの)	小売業

ポイント3. どのような場合に合弁や関連省庁の承認を要するか？

(1) 合弁を要する事業

外国投資家(外国人、外国企業ならびにそれらによってミャンマーに設立された外資企業)にはミャンマー投資家(ミャンマー国民あるいは内資企業)との合弁形態でのみ許可される事業として、MIC通達 No.15/2017では具体的に下記の事業が列挙されています。合弁比率については、ミャンマー投資規則によりミャンマー投資家による直接出資比率が20%と規定されているものの、それ以外の具体的な比率は規定あるいは明示されていません。なお、後述の関連省庁からの承認を要するケースでは、関連省庁から合弁比率(比率のレンジを含めて)が各省庁により指定される可能性があるため留意が必要です。

No	事業の内容	産業区分
1	漁港、漁業用の栈橋ならびに魚市場の建設	インフラ
2	漁業関連の調査	サービス(その他)
3	動物病院	サービス(その他)
4	農地での作物栽培、ならびにそれらの国内販売および輸出	農業
5	プラスチック製品の製造および国内販売	製造業(化学品)
6	天然資源を利用した化学製品の製造および国内販売	製造業(化学品)
7	アセチレン、ガソリン、プロパン、ヘアスプレー、香水、デオドラント、殺虫剤など可燃性の固形・液状・ガス状・噴霧式製品の製造および国内販売	製造業(化学品)
8	酸素、過酸化水素などの酸化製品、ならびにアセトン、アルゴン、水素、窒素、アセチレンなどの圧縮ガスの製造および国内販売	製造業(化学品)
9	硫酸、硝酸などの強酸性化学物質の製造および国内販売	製造業(化学品)
10	産業用ガス(圧縮、液化、固形)の製造および国内販売	製造業(化学品)
11	ビスケット、ウエハース、各種麺類などの穀物食品の製造および国内販売	製造業(食品・飲料)
12	スイーツ、ココア、チョコレートなどの各種菓子製品の製造および国内販売	製造業(食品・飲料)

No	事業の内容	産業区分
13	牛乳、乳製品を除くその他の食品の加工、缶詰の製造ならびに国内販売	製造業(食品・飲料)
14	麦芽、麦芽飲料(ビール)ならびに非炭酸製品の製造および国内販売	製造業(食品・飲料)
15	蒸留酒、アルコール飲料ならびにノンアルコール飲料の製造(蒸留、混合、精留、ボトリングなど)および国内販売	製造業(食品・飲料)
16	製氷およびその国内販売	製造業(食品・飲料)
17	飲料水の製造および国内販売	製造業(食品・飲料)
18	石鹼の製造および国内販売	製造業(その他)
19	化粧品の製造および国内卸販売	製造業(その他)
20	居住用アパート、コンドミニアムの開発、販売ならびに賃貸	不動産業
21	国内旅行サービス	サービス(旅行業)
22	海外の病院への患者の輸送業務	サービス(医療)

(2) 関連省庁からの承認を要する事業

ミャンマー投資家、外国投資家を問わず、関連省庁からの承認を要する事業として、MIC通達 No.15/2017にて、具体的な事業が列挙されており、下表では産業区分別に要約したものを記載しています。

監督官庁	事業内容	産業区分
内務省	麻酔薬、向精神薬の製造販売	製造業(医薬品)
情報省	活字および放送の複合メディア事業	情報通信業 (マスメディア)
	外国語による新聞発行	
	各種放送事業(FM放送、ケーブルテレビ等)	
農業・畜産・ 灌漑省	漁業資源に関するビジネス、遠洋漁業	漁業
	動物用医薬品の製造販売	製造業(医薬品)
	畜産、動物用の遺伝子研究および関連ビジネス、飼料や品種の研究、動物医療の研究	農業(畜産)
	種子、新種植物に関するビジネス	農業(その他)
	農薬、肥料、活性剤、除草剤に関するビジネス	製造業(化学品)
	農業関係の研究	農業(その他)
	季節性作物の栽培	農業(耕作、栽培)
運輸・通信省	自動車登録用検査、自動車教習所	サービス
	鉄道用車両・スペアパーツの製造、メンテナンス	運輸業(鉄道)

監督官庁	事業内容	産業区分
	鉄道用駅舎、線路の建設	
	列車運行(列車運行用の発電含む)	
	鉄道輸送用のドライポートサービス	
	郵便事業	郵便業
	通信サービス	情報通信業(通信)
	衛星通信機器、レーダー通信機器、ラジオ通信機器、電話機ならびに携帯電話機の製造、販売	製造業(通信機器)
	航空訓練サービス	サービス(教育)
	国内航空輸送、国際航空輸送	運輸業(航空)
	航空機のメンテナンス、航空機のリース	
	空港内、離発着場での各種サービス	
	海事教育、海事訓練サービス	サービス(教育)
	国内・国際船舶輸送(乗客、貨物)	運輸業(船舶)
	船荷取扱い	
	引船、曳舟サービス	
	造船業、船舶解体業	
	船舶の販売仲介、船舶リース	
	船舶の規格検査サービス	
	水路、栈橋、港湾の建設、運営、補修	インフラ
	天然資源・ 環境保護省	森林区域および政府管理区域での丸太伐採 植林事業
木材関連事業		
森林区域、自然保護区域でのエコツーリズム		
林業分野での先端技術開発、研究、人材育成		
商業目的での遺伝子組替生物の輸入、再生なら びに販売		その他
商業目的での野生生物(動植物)の輸入、栽培・ 繁殖、販売		
外国投資家による鉱物資源の探査、事業性調査 ならびに採掘(大規模)		鉱業
内国投資家による鉱物資源の探査、事業性調査 ならびに採掘(中小規模)		
外国投資家による宝石の採掘、宝飾品の製造販 売		製造業(宝石・宝飾 品)
真珠の養殖		漁業
オゾン層に影響を与える物質の製造		製造業(その他)
大規模な紙パルプの生産		製造業(パルプ)
電力・ エネルギー省	大規模発電(30メガワット以上)	エネルギー
	電力関連事業	

監督官庁	事業内容	産業区分
	海洋掘削設備の輸入、製造、建設・設置	
	石油、ガス、石油製品の運搬・貯蔵用の設備の建設、据付	
	精製施設の建設、補修	
	石油、ガスの埋蔵調査用設備の輸入、製造、建設・据付	
工業省	ワクチンの生産	製造業(医薬品)
商業省	小売業(注)	小売業
	卸売業(注)	卸売業
保健・スポーツ省	民間の病院、保健・介護サービス	医療
	民間の伝統医療用の病院、診療所	
	伝統医薬品(原料含む)の栽培、製造、研究	
	ワクチンの研究、検診キットの製造	
建設省	道路、バイパス等の建設	インフラ
	180フィートを超える橋の建設	
	橋梁用部品の製造	
	100エーカーを超える都市開発	
	ネピドー、ヤンゴン、マンダレーを除く州・管区を中心都市における4エーカー以上の都市再開発	
	新都市開発	
	床面積50,000平方メートル以上の居住用アパートおよび工場団地での住宅の建設および販売	不動産

なお、MIC通達No.15/2017では、銀行、保険ならびにその他の金融サービスについては、関連する省庁が事業許可を与えることとなります。また、関連省庁から出されたその他の法令等によって事業の制限が規定されている場合には、それらに従う必要がある旨が記載されており、事業実施にあたってはその他の制限事項がある点に留意が必要です。

(注) 商業省からの承認を要する事業(小売業、卸売業)について

商業省は2018年5月9日に商業省通達No.25/2018を発行し、一定の要件を満たす場合、100%外資会社および合弁会社がミャンマー国内において卸売業・小売業を行うことを解禁しました。同通達による外資会社による卸売業・小売業を実施するための要件は以下のとおりです。

① 小売・卸売の定義

- 小売 (Retail) : 再販を目的とせず、消費目的にて少量の商品を購入する国民に対する商品の販売
- 卸売 (Wholesale) : 小売業者または製造業者に対する多量の商品の販売

② 対象商品等

卸売業・小売業において取扱うことが可能な対象商品は、後述の⑤禁止事業に記載する事項を除く、ミャンマー国内で製造された商品および海外から輸入された商品と規定されています。その一方で、外資100%企業については日用品や電化製品など24品目が、「優先品目リスト」として開示されており、リスト公開の背景が国内企業保護にあることを考えると、外資100%企業が優先品目以外の品目を取り扱うことについては実務的に制限があるものと考えられます。

③ 初期投資額に基づく要件

卸売業・小売業別に出資割合に応じた、以下の初期投資額に基づく要件が課せられています。初期投資額には、商品購入額が含まれますが、土地賃借料は含まれません。

	100%外国会社、または合弁会社 (内資比率20%未満)	合弁会社(内資比率20%以上)
卸売業	5百万USドル以上	2百万USドル以上
小売業	3百万USドル以上	0.7百万USドル以上

④ 商業省への登録

100%外資会社および合弁会社がミャンマー国内において卸売業・小売業を行う場合には商業省へ申請して登録を行う必要があり、申請時には以下を提出することが求められています。

- 会社の設立証明証
- ミャンマー投資委員会 (Myanmar Investment Commission) による許可または是認 (Endorsement) のコピー (該当あれば)
- 所轄の市開発委員会又は管区・州の市開発委員会 (例えば、YCDC: ヤンゴン市開発委員会) からの推薦状
- 卸売・小売を通じて販売予定の商品グループのリスト
- 初期投資額や販売場所等を含む詳細な事業計画

⑤ 禁止事業

上記に関わらず、この通達では以下を行うことを禁止しています。

- 小規模の小売業
100%外資会社および合弁会社は店舗床面積が929平方メートル未満の店舗での小売業(ミニマート・コンビニエンスストアを含む)を行うことは認められません。
- 規制品の販売
法令等により禁止されている物品を卸売業・小売業を通じて販売することは認められません。なお、具体的な規制品目については明確になっていません。

⑥ 店舗の拡張、新規店舗の開設等

卸売業者・小売業者として登録をした会社が新規店舗の開設・店舗の拡張を希望する場合には、その90日前までに商業省へ通知する必要があります。また、当該店舗もこの通達に従って開設・拡張することが求められています。

ポイント4. MIC投資許可はどのようなものか？

(1) MIC投資許可が必要となるケース

ミャンマー投資家、外国投資家を問わず、ミャンマー投資法および同規則では、下記の事業に該当する場合にはMIC投資許可を得る必要があると規定されています。

① ミャンマーにとって戦略的に重要な事業

- (a) 情報、通信、製薬、生物工学等の技術、物流インフラ、エネルギー、インフラ、都市開発、天然資源採掘、メディアに関する事業であり、かつ想定される投資額がUSD2,000万超のもの
- (b) コンセッション契約、合意契約等によって政府から委譲された事業であり、かつ想定される投資額がUSD2,000万超のもの
- (c) 国境地域・紛争地域での事業であり、かつ想定される投資額がUSD100万超のもの
- (d) 国境をまたぐ事業であり、かつ想定される投資額がUSD100万超のもの
- (e) 州や管区をまたぐ事業
- (f) 農業関係の事業で、かつ1,000エーカーを超える土地を使用・占有するもの
- (g) 非農業関係の事業で、かつ100エーカーを超える土地を使用・占有するもの

② 多額の資本集約的投資プロジェクト

- (a) 想定される投資額がUSD1億超のもの

③ 自然環境および地域社会に大きな影響を及ぼす事業

- (a) 環境影響評価(Environmental Impact Assessment / EIA)が必要な、または必要となる可能性のある事業（注）
- (b) 環境保護法などの法律により環境保護区域、環境保全区域もしくは高度生物多様性地域として指定されている地域、または生態系、文化・自然遺産、文化的記念物もしくは手つかずの自然を保護するために指定または選定された地域での事業

- (c) 下記のような土地の使用・占有が見込まれる場合
- (i) 法令に基づく強制収用(事前合意に基づくものを含む)により、少なくとも100人以上の住民移転が必要となる、または100エーカー超が収用対象となる場合
 - (ii) 事業用地が100エーカー以上であり、法的な土地所有者の土地利用権や天然資源へのアクセス権に制限を及ぼす場合
 - (iii) 事業用地が100エーカー以上であり、対象事業と相容れない形でその土地を占有・利用する権利を正当に主張する者がいる場合
 - (iv) 少なくとも100人以上の土地占有者に不利な影響を与える場合

(注) 上記 (a) に記載されている環境影響評価(EIA)については、2015年12月に当時の環境保護・林業省が環境影響評価手続きに関する通達No.616/2015を公表しており、そのなかでどのような事業がEIAを必要とするのか、具体的な条件が明示されています。

④ 国有地および国有建物を使用する投資

国が所有する土地や建物を使用する場合で、下記のケースを除きます。

- (a) 5年未満の土地や建物の使用
- (b) 土地や建物のサブリースを実施する場合で、貸手がすでに関連する法令に基づいて使用権を過去から有しており、かつ国からもサブリースを実施することが認められている場合

また、所定の手続きに従って、グラント等により土地の使用権がすでに与えられている場合も除かれます。

⑤ 別途連邦政府によってMIC投資許可が必要であると指定されている事業

現状では、指定されている事業は明らかにされていません。

(2) 投資許可プロセス

投資家は、MIC投資認可申請にあたって、所定のフォームであるMIC投資認可申請書 **Form 2** を添付書類とともにMIC事務局へ提出します。**Form 2**には、投資家の情報、投資形態、出資の構成、資金調達の方法、事業内容、土地の情報、雇用の情報のほか、投下資本の資金使途や環境への影響についても記載が求められています。添付書類については、**Form 2**に記載された内容を補足するものとして、投資家(企業の場合)の会社登記証や財

務諸表、事業で使用予定の土地に関する資料、環境影響評価の資料などを提出することになります。

MIC事務局が申請書類を受領した後、資料に不備がないかどうかチェックし、不備がないようであれば正式に申請書類が受領され、実質的な投資認可の審査が開始されます。投資認可の審査では、まずPAT (Project Assessment Team) が申請内容を吟味します。PATは、MICを支える機関で、各省庁から選出された担当官や専門家などから構成されます。PATは会議体で各案件を吟味しますが、通常、投資家もその会議への出席が要請され、事業内容の説明やPATからの質問に対する回答が求められます。PATの会議後、場合によっては追加の資料提出や書類の訂正が要求され、それらへの対応を経て、PATの審査が完了すると、最終のMICによる会議で案件が検討されます。PAT同様、通常、投資家はMICによる案件会議にも出席が要請され、事業内容の説明やMICからの質問に対する回答が求められます。MICによる案件会議を経て、投資が許可されると、MICから投資許可証が発行され、投資家は予定していた事業を開始することができます。また、ミャンマーとその国民の安全、経済状況、環境、社会的利益に重大な影響を与える可能性のある投資活動に関しては(これ以上の具体的な基準は今のところ公表されていません)、連邦議会に対してMIC投資許可についての承認を求めることもあるとされています。

ミャンマー投資規則では、申請から承認まで下記のような期間の目安を設定していますが、複雑な事業、広範囲に影響を与える事業などでは、これよりも時間がかかることが予想されます。

【MIC投資許可プロセスの期間】



(3) 土地の長期利用

外国投資家は、不動産譲渡制限法によりミャンマーでの土地の所有や長期利用（1年を超える賃貸契約）が認められていません。従来、MIC投資許可申請を通じてのみ、1年を超える土地の長期利用が外国投資家に許可されていましたが、ミャンマー投資法施行後は、MIC投資許可を必要としない事業でも、「エンドースメント(是認)」手続きを経ることによって、土地の長期利用のみ単独でMICに申請することが可能になりました。今後、土地の長期利用申請については、MIC投資許可申請が必要となる事業の場合には、投資許可申請と平行してその申請を行い、MIC投資許可申請が必要でない事業の場合には、エンドースメント手続き申請(事業の概要を記した申請書を提出することになります)と土地の長期利用申請を実施することになります。ミャンマー投資規則では、エンドースメント手続き申請と土地の長期利用申請のそれぞれに要する期間の目安として、MIC事務局が申請書類を投資家から受領してから15日以内に正式な書類の受理を行い、正式な書類の受理日から30日以内に審査が完了するとされています。

ポイント5. ミャンマー投資法のもとでの税務上の優遇措置とはどのようなものか？

(1) ミャンマー投資法のもとでの税務上の優遇措置の内容

ミャンマー投資法では、ミャンマー投資家、外国投資家を問わず、下記の優遇措置が設けられており、投資家からの申請に応じて、優遇措置を付与すべきかどうかMICが個々の案件ごとに決定します(下表の全てが必ずしも付与されるわけではなく、案件ごとにMICがどの項目を付与するか決定します)。

【ミャンマー投資法のもとでの税務上の優遇措置】

税金の種類	優遇内容
法人税	<p>(a) 収益活動を開始した時点(注1)から、以下のゾーン別に(注2)(注3)、法人税を下記の一定期間免税する措置。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゾーン1(最も開発が進んでいない区域):7年 ・ゾーン2(適度に開発が進んだ区域):5年 ・ゾーン3(十分に開発が進んだ区域):3年 <p>(b) 事業により獲得した利益の一部を再投資のために留保し、1年以内に投資する場合、当該再投資により獲得された所得に関して免税、あるいは減税する措置</p> <p>(c) 機械設備、建物などの事業用固定資産について、税法で規定された耐用年数よりも短い耐用年数での減価償却費の損金処理(加速償却)を認める措置(注4)</p> <p>(d) ミャンマー国内での研究開発費について、課税所得の10%を限度として損金処理を認める措置</p>
輸入関税等	<p>(e) 事業準備期間中あるいは建設期間中に輸入される機械設備、機器、機械部品、スペアパーツ、建設資材等(ただし、ミャンマー国内で調達困難なものに限る)に関して、輸入関税ならびに国内で課されるその他の税金を免税あるいは減税する措置(注5)</p>

税金の種類	優遇内容
	<p>(f) 輸出用の完成品製造のために輸入される原材料および半製品に関して、輸入関税ならびに国内で課されるその他の税金を免税あるいは減税する措置(注6)、または輸入時に支払われた同税金の還付請求権を付与する措置(注7)</p> <p>(g) 事業拡張のために追加投資を行う場合に、輸入される機械設備、機器、機械部品、スペアパーツ、建設資材等(ただし、ミャンマー国内で調達困難なものに限る)に関して、輸入関税ならびに国内で課されるその他の税金を免税あるいは減税する措置(注5)(注8)</p>

(注1) 収益活動の開始時点について、ミャンマー投資規則では業種別に下記のように定められています。

業種	収益活動開始時点
輸出型製造業	製品輸出用の書類(船荷証券や航空貨物証など)上で引渡しを確認できる日付と、建設(事業準備)期間終了後 180日 のいずれか早いほうの日付
国内向け製造業	最初の売上が認識された日付と、建設(事業準備)期間終了後 90日 のいずれか早いほうの日付
サービス業	サービス提供開始日と、建設(事業準備)期間終了後 90日 のいずれか早いほうの日付

通常、建設期間や事業準備期間が終了した後に収益活動が開始されることが想定されています。ただし、建設期間中や事業準備期間中に収益が認識されることになった場合、その時点が法人税免税開始の基点となるものの、建設期間中や事業準備期間中に別途認められる関税等の免税・減税規定はそれによる影響を受けない(引き続き建設期間中や事業準備期間中であれば該当する税務上の優遇措置を受けられる)ことがミャンマー投資規則にて定められています。

(注2) ゾーンの指定については、2017年2月に公表されたMIC通達No.10/2017に詳細が記載されており、その概略は下表の通りです。

ゾーン	州	管区
1	<ul style="list-style-type: none"> ● Kayah州、Kayin州、Chin州、Rakhine州の全域 ● Kachin州、Mon州、Shan州の周辺部 	<ul style="list-style-type: none"> ● Saging管区、Tanintharyi管区、Bago管区、Magwe管区、Ayeyarwady管区、Mandalay管区の周辺部
2	<ul style="list-style-type: none"> ● Kachin州、Mon州、Shan州の中心部 	<ul style="list-style-type: none"> ● Saging管区、Tanintharyi管区、Bago管区、Magwe管区、Mandalay管区、Ayeyarwady管区の中心部 ● Mandalay管区の周辺部(ゾーン1以外) ● Yangon管区の周辺部
3		<ul style="list-style-type: none"> ● Mandalay管区、Yangon管区の中心部

(注3) 複数のゾーンにまたがって投資が行われる場合、投資金額全体の65%以上の投資がなされるゾーンが、法人税免税上の指定ゾーンとなることがミャンマー投資規則にて規定されています。また、投資金額の65%以上が複数のゾーンにまたがって投資される場合には、下表のようなゾーン指定となります。

ゾーン1およびゾーン2にまたがって投資が実行される場合： ゾーン2

ゾーン2およびゾーン3にまたがって投資が実行される場合： ゾーン3

ゾーン1およびゾーン3にまたがって投資が実行される場合： ゾーン3

(注4) ミャンマー投資規則では、税法上の償却率の1.5倍の償却率が優遇措置として認められる旨が規定されています。

(注5) 当項目の申請にあたっては、申請時に輸入物品リストをMICに提出する必要がある、リストの細分化の目安は4桁のHSコードであるとミャンマー投資規則には規定されています。またリストには金額の記載も求められます。

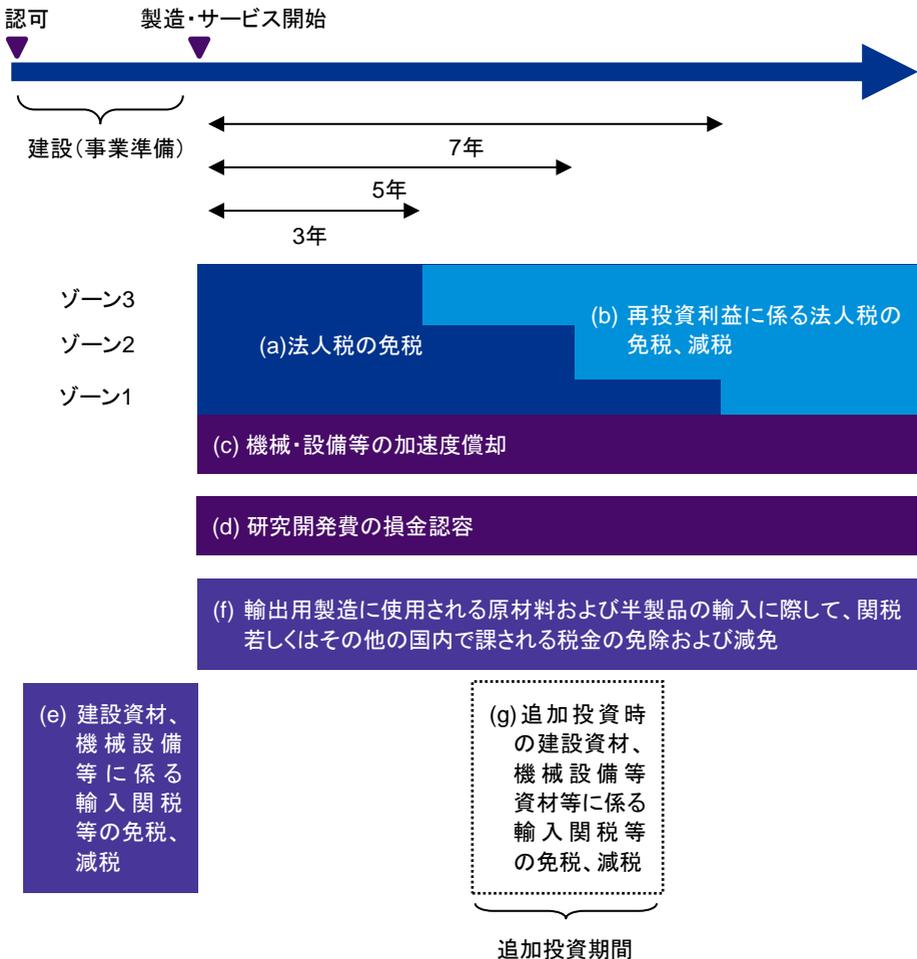
(注6) 当項目の申請にあたっては、少なくとも外貨建ての輸出売上が全体の売上の80%を占める必要があることがミャンマー投資規則にて規定されています。仮に実際の輸出割合が80%を下回った場合には、実際の輸出割合に応じて当項目の免税、減税

割合が定められることになり、すでに免税、減税措置を受けた分については過去に遡っての納税手続きが必要とされています。

(注7) 当項目については、外貨建ての輸出売上割合に応じて還付請求が可能となる金額が決定されることがミャンマー投資規則にて規定されています。また、還付のほか、次年度以降に発生する関税等と相殺も可能とされています。

(注8) 当項目の申請にあたっては、当初の投資計画の進捗率として少なくとも80%が完了している必要があることがミャンマー投資規則にて規定されています。また、当項目の免税・減税期間は最長2年とされています。

【税務上の優遇措置イメージ】

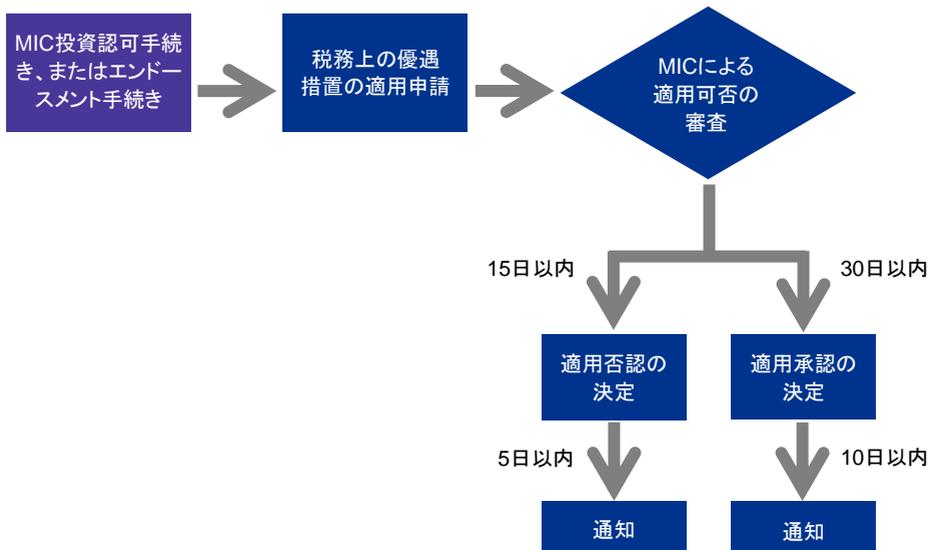


(2) 税務上の優遇措置に関する申請手続き

従来、MIC投資許可申請を通じてのみ、税務上の優遇措置が投資家に付与されてきましたが、ミャンマー投資法の施行後は、MIC投資許可を必要としない事業でも、「エンドースメント（是認）」手続きを経ることによって、税務上の優遇措置を単独でMICに申請することが可能になりました。今後、税務上の優遇措置については、MIC投資許可申請が必要となる事業の場合には、投資許可申請と平行してその申請を行い、MIC投資許可申請が必要でない事業の場合には、エンドースメント手続き申請（事業の概要を記した申請書を提出することになります）と税務上の優遇措置申請を実施することになります。

ミャンマー投資規則では、エンドースメント手続き申請と税務上の優遇措置申請に要する期間の目安として、MIC事務局が申請書類を投資家から受領してから15日以内に正式な書類の受理を行い、正式な受理日から30日以内に審査を終了するとされています。

【税務上の優遇措置の申請手続き】



MICの適用可否の審査においては、以下の事項が考慮されます。なお(i)から(vi)までは必須条件であり、(vii)から(x)までは任意条件となります。

- (i) 投資プロジェクトが適法に、かつ確実に実行されること
- (ii) 税務上の優遇措置の申請(書類)が規則に従っていること
- (iii) 投資プロジェクトが投資促進事業に該当すること(詳細については添付資料2を参照)
- (iv) 投資額が、USD300,000を超えていること
- (v) MICの認可またはエンドースメントを得ていること
- (vi) 投資実行が、ゾーン1、2、3のいずれかの地域内であること
- (vii) 国内の雇用の創出または技術者の育成に寄与すること
- (viii) 新たな技術や技能が国内に移転されること
- (ix) 国内製品の市場競争力や生産効率の増強、国内のインフラやサービスの向上に資すること
- (x) 輸出額の増加が見込まれること

ポイント6. ミャンマー進出にあたり選択できる法人の形態は何か？

ミャンマーに進出する法人の形態としては以下の選択肢が考えられます。

事業形態	内容
現地法人	<ul style="list-style-type: none"> ・ ミャンマー会社法に基づき設立された会社をいいます。 ・ 法人形態としては、有限責任株式会社、有限責任保証会社、無限責任会社がありますが、有限責任株式会社を選ぶケースが一般的です。有限責任株式会社は、株主数や株式の譲渡制限の有無により、「非公開会社」と「公開会社」に分かれます。 ・ 1人株主、100%外資でも設立は可能です(ただし、外資規制が及ぶ事業を営む場合については、現地パートナーとの合弁や、所轄官庁の承認が必要になります)。
Overseas Corporation	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外(ミャンマー連邦以外の国)で設立された事業体をいい、いわゆる支店や駐在員事務所が Overseas Corporation に該当します。 ・ Overseas Corporation であってもミャンマーにて事業を行うためには会社法に基づき登記が必要です。 ・ 事業活動も可能ですが、現地法人と同様に投資法の外資規制を受けます。また、Overseas Corporation であっても年次報告書の提出義務や、法人税の納税義務を負います。

ミャンマーでは、諸外国で一般的に認められる駐在員事務所という法人形態で拠点を設置することができません。事業投資のための事前調査、準備その他情報収集を行う目的で駐在員を派遣したい場合、上記の **Overseas Corporation** として登記する方法が一般的となっています。

ポイント7. 経済特区における投資規制はどのようなものか？

ミャンマーでは、2014年1月にミャンマー経済特別区法が、2015年8月に経済特区法細則が公表され、施行されています。同経済特区法に基づく最初の経済特区として、日本・ミャンマー両政府の支援により開発されたティラワ経済特区があり、すでに日本企業を含む多数の企業が同経済特区へ進出しています。また、チャオピューやダウエイにおいても、経済特区の開発が計画されています。経済特区で投資を行う場合には、経済特区法や同細則ならびに関連通達に従う必要があり、その主な規制・制度は下記の通りです。

(1) 経済特区の運営組織

大統領および各省庁の大臣クラスにより構成される中央会議体(Central Body)ならびに副大統領および各省庁の副大臣クラスにより構成される中央運営組織(Central Working Body)が経済特区地域の指定、開発計画の審査、承認を実施します。一方、経済特区ごとの開発計画の策定、その他詳細な規則や運用、投資案件の許可は、経済特区ごとに設置される管理委員会(Management Committee)が担当します。さらに、管理委員会は、投資家にとって各種手続き(投資許可、会社登記、建築許可、VISA、税務、通関などに関連する諸手続き)の事務窓口となるワンストップサービスセンター(One Stop Service Center/OSSC)を設けることになっています。

(2) 事業内容

① 禁止事業

経済特区法細則では下記の禁止事業が定められています。

No	事業の内容
1	武器、弾薬等の製造、ならびに軍事関連のサービス業
2	自然環境破壊につながる製造、梱包ならびにサービス
3	海外向けの廃棄物処理サービス
4	向精神薬、麻薬の製造、梱包
5	健康や自然環境に有害なものとして、国際的な規制やWHOによって禁止されている有毒性化学品、危険度の高い放射性物質、農薬、殺虫剤の輸入、製造ならびに梱包

No	事業の内容
6	輸入された産業廃棄物を利用するビジネス
7	オゾン層を破壊するおそれがある物質の製造、梱包
8	アスベストを使用した製品の製造、加工、販売
9	健康や自然環境に有害な影響を与える汚染物質の製造、加工

また、下記の事業も投資認可は認められないと規定されています。

- －廃棄物処理やリサイクルに関する国際的な標準を満たさないプラスチックや廃棄物のリサイクルビジネス
- －使用済みの衣類、生地、再生毛糸、糸、毛布、ショールのリサイクルビジネス
- －輸入された中古物品の修理、再利用を目的としたリサイクルビジネス
- －既存の法令、規制に違反する化学品、生物、産業用機械ならびに技術の輸出入

②実施可能な事業

上記の禁止事業のほか、経済特区法や同細則では特に事業を制限する定めはありません。同細則では、実施可能な事業として下記のような事業が例示されていますが、最終的には経済特区の管理委員会が、投資許可申請の内容に応じて投資許可を与えるかどうか判断します。

No	事業の内容
1	貿易業
2	不動産、ホテル、販売所を含むインフラ開発事業
3	技術関連、設計事業
4	倉庫業、輸送業
5	研究開発事業
6	ソフトウェアのプログラミング
7	情報関連サービス事業(ビジネスセンター、データ加工処理、人材関連サービス、保険請求代行、法令データベースの管理、医療関係の記録代行、会計帳簿の記帳代行、各種サポートセンター、ウェブサイト関連、コンピューターグラフィックデザインなど)
8	卸売、小売を含む流通サービス
9	金融サービス
10	専門家によるサービス(法律、会計を除く)
11	リース業(長期、短期は問わない)

No	事業の内容
12	コンサルティング業を含むその他サービス
13	建設業および関連サービス
14	教育関連サービス
15	環境保護関連サービス
16	病院、その他の医療サービス
17	観光関連事業
18	娯楽関連事業
19	文化、スポーツに関連するサービス
20	交通関連事業

③最低資本金

経済特区法細則では、業種ごとの最低資本金が下表の通り定められています。

フリーゾーン	
業種	最低資本金
輸出型製造業 (製品の少なくとも 75% を海外へ輸出する必要がある)	USD 750,000
輸出製造業のサポート事業(販売の少なくとも 80% がフリーゾーン内の輸出型製造業向けとなる必要がある)	USD 300,000
貿易・輸出関連サービス業	USD 500,000
国際貿易見本市センター	USD 10,000,000

プロモーションゾーン	
業種	最低資本金
製造業	USD 300,000
サービス業	USD 300,000
不動産開発業	USD 5,000,000
教育訓練事業	USD 2,000,000

(3) 投資許可申請プロセス

投資家は、経済特区における投資認可申請にあたって、所定のフォームである投資認可申請書**Form 1**を添付書類とともに**OSSC**へ提出します。**Form 1**には、投資家の情報(資本金の額、事業内容、従業員数、会社沿革、事業特徴など)および新設会社の情報(事業内容、初期投資の内容、損益計画、投資予定の設備機械の内容、原材料の調達計画、製造プロセスの概要、従業員数、水や電気の予想使用量、環境保護方針、福利厚生計画、従業員教育計画など)についての記載が求められています。添付書類としては、申請会社の会社登記証、監査済財務諸表などを提出することになります。

管理委員会は、**OSSC**が正式に受領した投資許可申請書を、各経済特区の投資認可方針(例:輸出貢献度、雇用に関する貢献度)に沿って吟味し、投資認可の判断を行います。投資認可の判断は、申請書類を正式に受理してから**30日**以内に行われることになっています。

なお、投資家は、上記の投資認可申請のほか、会社設立・建築許可・環境保護に関する手続きも必要になります。

ポイント8. 経済特区法のもとでの税務上の優遇措置とは どのようなものか？

経済特区法のもとで投資許可を得る企業は、経済特区法に基づいて下表の優遇措置が付与されます。

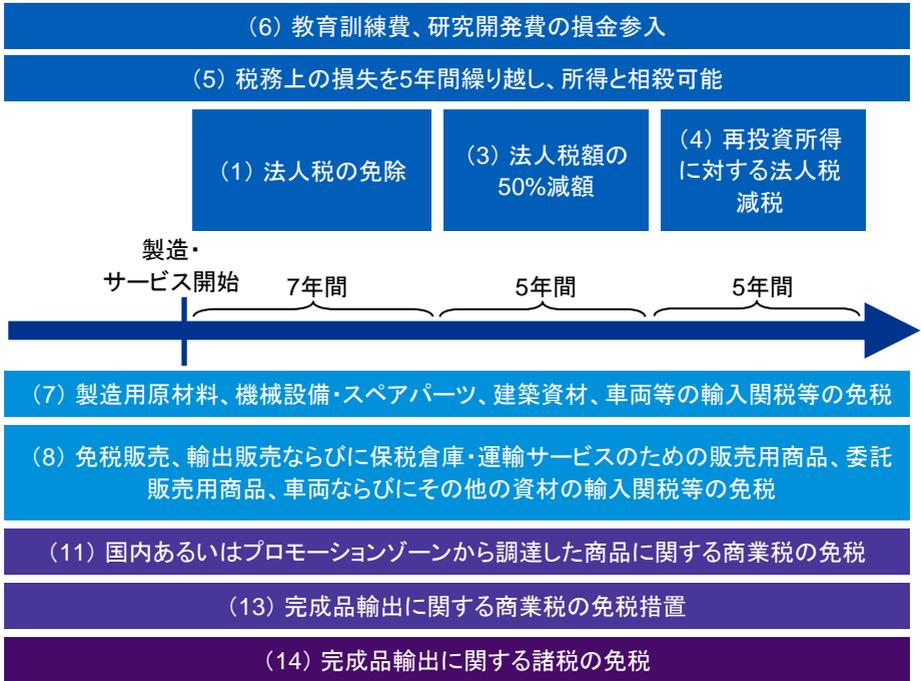
【SEZ認可企業への税務上の優遇措置】

税金の種類	優遇内容	
	フリーゾーン	プロモーションゾーン
法人税	(1) 製造またはサービスの提供を開始した時点から7年間、法人税を免税する措置	(2) 製造またはサービスの提供を開始した時点から5年間、法人税を免税する措置
	(3) (1)あるいは(2)の免税期間終了後、翌5年間、法人税を50%減税する措置	
	(4) (3)の減税期間終了後、翌5年間、事業により獲得した利益の一部を再投資のために留保し1年以内に投資をする場合、当該再投資により獲得された所得に関する法人税率を、法定税率の50%まで減税する措置	
	(5) 税務上の損失を5年間繰り越して所得と相殺できる措置	
	(6) 教育訓練費(フリーゾーン)ならびに研究開発費について損金処理を認める措置 (注)	
輸入関税等	(7) 下記を輸入する際の輸入関税ならびにその他の税金を免税する措置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 製造用原材料 ・ 製造用機械設備およびスベアパーツ ・ 工場、倉庫および事務所建設のための建設資材、車両 	(9) 事業開始(設立)から5年間、下記を輸入する際の輸入関税ならびにその他の税金を免税する措置、かつ翌5年間、同税金を50%減税する措置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業に必要な設備、機器ならびにスベアパーツ(販売用を除く) ・ 工場、倉庫および事務所建設のための建設資材 ・ 事業に必要な車両、その他の資材
	(8) 免税販売、輸出販売ならびに保税倉庫・運輸サービスのために、下記を輸入する際の輸	

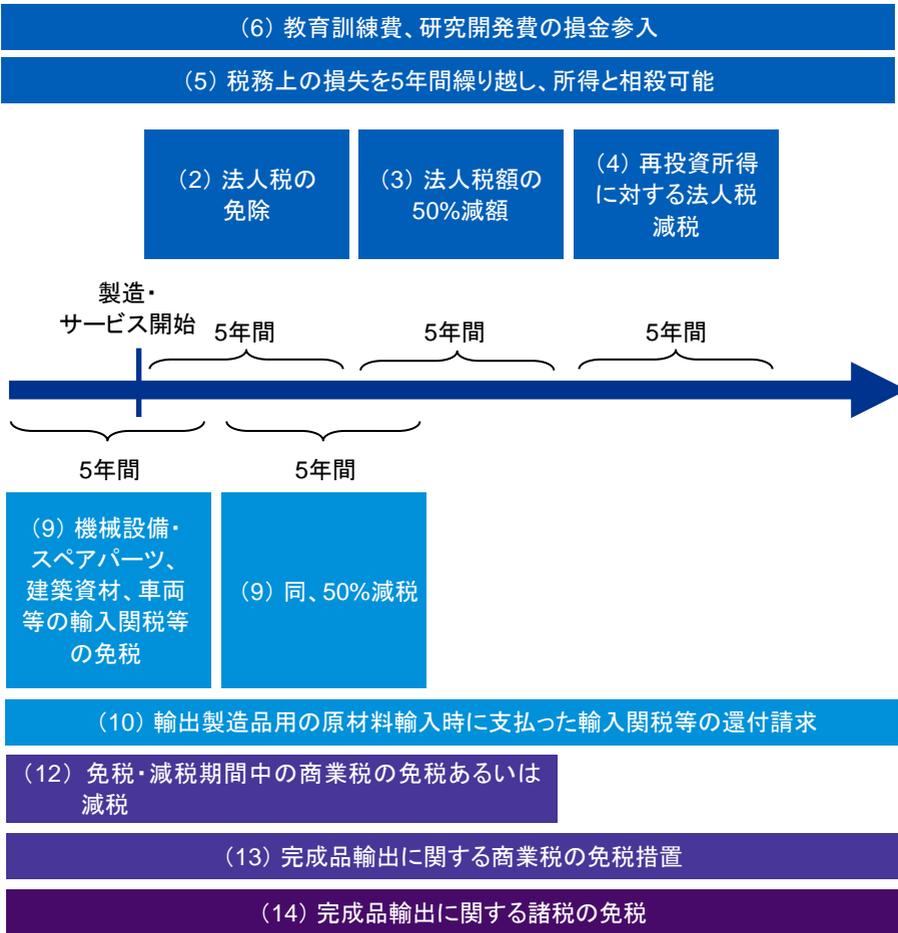
税金の種類	優遇内容	
	フリーゾーン	プロモーションゾーン
	入関税ならびその他の税金を免税する措置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 販売用商品 ・ 委託販売用商品 ・ 車両、その他資材 	(10) 下記を輸入する際に支払った輸入関税ならびにその他の税金について還付請求を可能にする措置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外およびフリーゾーンへの輸出用完成品 ・ 半製品の製造のために使用する原材料
商業税	(11) 国内あるいはプロモーションゾーンから調達した商品に関する商業税の免税措置	(12) 上記法人税の免税・減税期間中、購入取引に係わる商業税を免税あるいは減税する措置
	(13) 完成品輸出に関する商業税の免税措置	
その他	(14) 完成品輸出時の諸税を免税する措置 (注)	

(注) 具体的な適用について未だ不明の点も多く、事前に確認する必要がある。

【SEZ認可企業への優遇措置イメージ(フリーゾーン)】



【SEZ認可企業への優遇措置イメージ(プロモーションゾーン)】



ポイント9. ミャンマーに証券市場はあるのか？

ミャンマーでは、2015年にミャンマー経済銀行、大和総研および日本取引所グループの出資のもと、ヤンゴン証券取引所 (YSX) が開設されました。2020年3月には、出資比率などの制限があるものの、外国人投資家による株式購入も解放されています。

YSXには、2020年6月末現在で6社が上場しており、時価総額は約6,500億チャット(約500億円)となっています。ミャンマー企業がYSX上場までに要する期間は準備期間にもよりますが、最短で約1年間となっています。

(1) 上場基準

Securities Listing Business Regulationsにおいて詳細な上場基準が定められており、主な上場基準は以下のとおりとなっています。

- ① 上場日時点において浮動株が5,000株以上、かつ浮動株時価総額が5億チャット以上となることが見込まれること。また、株主数が100名以上であること
- ② 直近2期間の利益合計が黒字(ゼロ以上)であること
- ③ 上場申請時点における払込資本金が5億チャット以上であること
- ④ 事業開始から上場申請日までの事業期間が2年以上経過していること
- ⑤ 会計基準としてMFRSを採用していること

現時点において上場できる会社は、ミャンマー会社法に基づく公開会社とされており、海外企業が直接YSXに上場することはできません。

(2) 情報開示

YSX上場企業には以下の情報開示が求められています。

- ① 投資判断に重要な影響を与えうる意思決定事項
- ② 投資判断に重要な影響を与えうる発生事実
- ③ 半期および年次連結財務諸表

上記の①、②に関して「重要な影響を与えうる」の定量的基準については、証券取引委員会通達No. 1/2016にて定められています。

現時点においては四半期決算の開示は必須ではありません。なお、開示書類はミャンマー語のみの企業もありますが、英文での開示も一般的となっています。

II. 税制

ポイント10. 法人税の概要はどうなっているのか？

(1) 課税年度

ミャンマー所得税法では、国営企業や金融機関等を含む全ての会社の課税年度は10月1日から翌9月30日と規定されており、課税年度終了後3か月以内（12月31日）に法人税の申告・納付を行わなければなりません。

(2) 納税主体

ミャンマーにおける納税主体は、居住法人または非居住法人に区分されます。

- 居住法人：ミャンマー国内で設立登記された法人
- 非居住法人：ミャンマー国外で設立登記された法人

ここでの居住または非居住の区分はミャンマー国内または国外にて設立登記されたかにより判断されます。**Overseas Corporation**(外国法人のミャンマー支店)は、本店がミャンマー国外で設立登記された法人であるため非居住法人に該当する点に留意が必要です。

(3) 課税範囲

上記の納税主体のうち、居住法人は全世界所得に対して課税が行われ、非居住法人は国内源泉所得に対して課税が行われます。

(4) 課税所得の算出方法

課税所得は、事業所得から損金を控除して計算されます。法人の事業所得には、事業収入、賃貸料、ロイヤリティ、サービス・フィー、コミッションなどが含まれます。損金は原則として課税年度における事業遂行上必要な全ての費用であり、事業所得を稼得するために直接関連して支出された費用、ならびに初年度償却を含む減価償却費を損金として控除することができます。

一方、ミャンマー所得税法のもとでは、次の費用の損金処理は認められていません。

- 資本的支出
- 個人的な費用
- 事業の規模に比して妥当と認められない費用
- 組合等の構成員に直接支払われた費用(株式会社以外の法人の場合)

また、貸倒損失は、債権回収が不可能であることが証明された時点(実務的には、裁判所での判決を待つ必要があります)で損金に算入され、貸倒引当金繰入額は損金として控除できません。

ミャンマー所得税法では、固定資産の償却方法として定額法のみが認められており、償却終了時点の残存価額の設定は想定されており、取得価額の全額の償却が前提となっています。一方、償却率については財務省通達No. 19/2016において固定資産ごとに決められており、税務上の償却率を決定するには本通達における償却率表を参照にすることとなります。本通達における資産の区分は多岐にわたりますが、主な資産の償却率(耐用年数)は以下のとおりです。

資産の種類	償却率(%)	耐用年数
建物(鉄筋コンクリート造り等の堅固なもの)		
工場建物	2.5	40年
その他の建物	1.25	80年
車両		
自動車	12.5	8年
トラック・タクシー等	20	5年
機械装置		
電気機器製造機械	6.25	16年
繊維製品製造機械	10	10年
備品		
オフィス機器	10	10年
工場用器具および附属設備	10	10年

この償却率表に記載のない種類の固定資産については、すべて5%(20年)の償却率を適用することとなります。また、この償却率表には、ソフトウェアを含む無形資産について特段の定めがありません。税務署と事前に協議し認められれば会計上の見積耐用年数が税務上も認められます。その耐用年数の見積りの根拠については説明可能な資料を準備しておく必要があると考えられます。

税務上ではこれらの償却率に基づき計算された減価償却費のみが認められ、それを超える減価償却費は損金として認められません。会計上で採用する償却率が、税務上の償却率と異なる場合には、自己申告制度のもとでは税務申告書上で税務上の減価償却費に基づき所得の計算を行うことになります。

また、ミャンマー所得税法では、一定の慈善団体や財団への寄付金については事業所得の25%を限度として損金算入が認められています。

ミャンマー所得税法において、減価償却費等の一部の費用を除き、その他の損金算入に関する明確な規定はありません。損金算入の可否判断は、上記のとおり損金として認められない項目として、個人的な費用や事業の規模に比して妥当と認められない費用といった不明確な表現の規定に基づいて行われ、加えてその解釈についても税務担当官ごとに異なり、一貫性のなさが散見されます。このような状況に対応するためにも支出の目的や事業との関係性を説明できるようにし、契約書や請求書等の関連証憑も用意して、税務担当官に対して適切に説明するための準備をしておくことが必要であると考えられます。

(5) 税率

居住法人、非居住法人のいずれに対しても**25%**の法人税率が適用されます。

一方、固定資産・株式の売却等によって生じるキャピタルゲイン所得は、事業所得とは別に分離課税が行われます。キャピタルゲインを得た者は資産の売却日より1か月以内に申告・納付をする必要があります。キャピタルゲインにかかる納税額は、売却価額から簿価(取得原価から減価償却累計額を控除した額)を差し引いた金額に所定の税率(一般事業法人の場合は**10%**)を乗じて計算されます。

【法人所得税率】

法人の種類	事業所得	キャピタルゲイン	
		一般事業法人	石油・ガス事業法人
居住法人	25%	10%(注)	40%~50%の累進課税(注)
非居住法人			

(注) 課税年度における取引額が**10,000,000**チャットを超える場合にのみ課税が行われます。

(6) 配当金

ミャンマー所得税法上、受取配当所得は非課税となっています。一方、配当の支払いについては源泉徴収の対象とはなっておらず、源泉徴収は不要となります。

(7) 欠損金の繰越し

キャピタルロスを除く税務上の欠損金は、翌年以降の3事業年度に繰越し、将来の課税所得と相殺することができます。ただし、収益活動を伴わない企業(例えば駐在員事務所)については、実務上、欠損金の繰越しが認められていません。なお、欠損金繰戻しの制度はありません。

当該欠損金の繰越しの取扱いについては、ミャンマー投資法やSEZ法による免税期間等は斟酌されません。免税期間中に発生した欠損金についても、翌年度以降3年間のみ繰越しが可能で免税期間終了後への繰延べ等の制度はありません。

(8) 申告制度

法人税(商業税も同様)についての管轄税務署はLarge Tax payer Office (LTO)、Medium Tax payer Office (MTO)に大別され、MTOはさらにセクション1から3まで細分されています。この管轄税務署は売上規模に基づき決定されており、ミャンマーでは管轄税務署ごとに申告制度が異なります。

LTOおよびMTO1では自己申告制度が、MTO2および3では賦課課税制度が採用されています。自己申告制度のもとでは、法人税申告書上にて自社で課税所得を算出し税額を計算することが可能になっており、その後税務調査が行われ企業が申告納税した金額に誤りが発見された場合には修正申告や追加の納付を行うこととなります。一方、賦課課税制度のもとでは、法人税申告書上では損益計算書上の利益または損失を記載するのみとなっており、確定申告書の提出後に税務担当官による査定や税務担当官との協議に基づき最終的に管轄税務署によって税額が決定されます(詳細は、後述「ポイント14. 税務申告の手続きはどのように行うのか?」参照)。LTOおよびMTO1管轄以外の外国会社はMTO2が管轄税務署となります。

なお、2020年10月1日以降に提出する申告書からは、MTO2が管轄税務署となる企業についても自己申告制度が採用される予定となっています。

(9) 申告・納税手続き

① 予定納税

ミャンマー所得税法では、すべての法人は年間の税額を課税年度中の各四半期に分割して予定納税を行う必要があります。予定納税においては所定の申告書様式は使用されおらず、各四半期末の翌月10日までに税額を提示して、申告納付することとなります。年度末

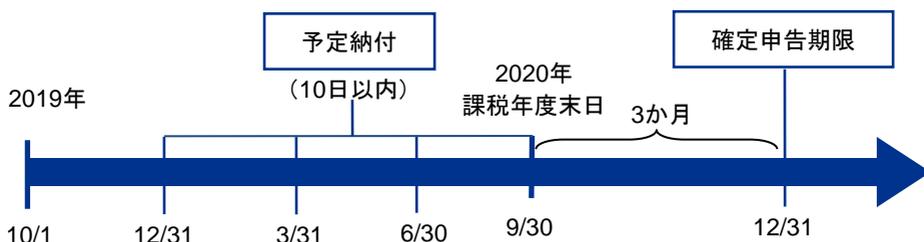
においては決算見込みに基づく予定納税額を年度末翌月の10月10日までに納付することとなります。

② 確定申告

課税年度末日より3か月以内(12月31日)に確定申告書を所轄税務署に提出しなければなりません。申告に際して、自己申告制度のもとでは監査済み財務諸表の提出は求められず会社が作成した財務諸表を提出することとなりますが、賦課課税制度のもとでは実務上監査済み財務諸表の提出が求められています。賦課課税制度のもとでは、申告書提出後に税務当局によって決定された税額と予定納税額との差額を納付することとなります。なお、ミャンマーでは電子申告制度は導入されていません。

予定納付額が確定税額を超える場合には、還付申請するか、翌期に繰り越して翌課税年度の法人税額と相殺するかを選択することができます。一方、予定納付額が確定税額よりも過少であった場合には、過少納付額の10%のペナルティーが課せられます。加えて、過少申告期間にわたる利息も課せられると規定されていますが、利率については明記されていません。できる限り最終の財務数値と差異のない数値に基づき予定納付を行うことをお勧めします。

【事業所得の場合】



- 四半期ごとに予定納付(四半期終了後10日以内)
- 課税年度末日より3か月以内に確定申告

【キャピタルゲインの場合】



(10) 税務調査・帳簿保管期間

管轄税務署がLTOまたはMTO1の会社には自己申告納税制度が採用されており、それらの企業の税額は確定申告時に確定され、その後管轄税務署による税務調査が順次行われます。一方、管轄税務署がMTO2またはMTO3の会社には、賦課課税制度が採用されており、確定申告書の提出後に管轄税務署の担当官による会計記録や原資証憑の提示依頼や査察等を経て賦課通知書により最終税額が決定されることとなります。この賦課課税制度のもとでの最終税額決定の過程はAssessmentと呼ばれ、このAssessment終了までに1年以上かかることがあります。

管轄税務署は申告書提出後7年間にわたり税務調査を行うことができます。ただし、納税者側に不正や意図的な虚偽申告等があったと判断される場合には、申告書提出後13年間にわたり調査を行うことができます。なお、帳簿や証憑書類の保管期間については明確に規定されていませんが、管轄税務署による税務調査期限である7年間は最低保管する必要があるものと考えられます。

(11) ペナルティー

① 遅延申告

申告期限までに税務申告書を提出しなかった場合には、以下の金額のいずれか高い金額のペナルティーが課せられます。

- 税額の5%と申告期限から申告書を提出するまでの期間において追加で毎月税額の1%の金額
- 100,000チャット

② 過少申告・遅延納付

確定税額が予定納税額を上回る場合または納付期限までに納税をしなかった場合には、その過少納付額または未納付額の10%のペナルティーが課せられます。また、過少申告期間にわたる利息も課せられると規定されていますが、利率については明記されていません。

一方、意図的な虚偽申告により過少に納税した場合には、虚偽申告により納付しなかった税額の金額に応じてペナルティーが課せられることとなります。

- 虚偽申告により納付しなかった税額が100,000,000チャットを超える、もしくはあるべき税額の50%を超える場合

虚偽申告により支払われなかった税額の75%の金額

- 上記以外の場合

虚偽申告により支払われなかった税額の25%の金額

(12) 過少資本税制・過大支払利子税制

ミャンマーにおいて過少資本税制および過大支払利子税制は導入されていません。

(13) 移転価格税制

ミャンマーにおいて移転価格税制は導入されていません。

ポイント11. 法人税の前払いとして源泉税が 徴収される取引は何か？

(1) 源泉税の概要

源泉税とは、ロイヤルティの支払いやサービスの提供などに際して、代金の支払者が受領者の法人税を前もって源泉徴収し、納付する制度のことをいいます。ミャンマーの源泉税は、ミャンマー居住者が対価を受け取る場合と、ミャンマー非居住者が対価を受け取る場合とで取扱いが異なります。

(2) 源泉税の対象取引と税率

計画財務省通達 No.47/2018によれば、現行法に基づき設立された官民によるパートナーシップ組織、パートナーシップ、合弁会社、ミャンマー企業、組織または組合、共同組合および外国企業が、契約や取り決めに基づき、ミャンマー国内における物品購入および役務提供の対価を居住者へ支払う場合、源泉徴収は不要となります。一方、ミャンマー国内での役務提供の対価を非居住者へ支払う場合には2.5%の源泉税を控除する必要があります。この通達にて規定されている源泉税率は以下のとおりです。

現在、ミャンマーは、英国、シンガポール、マレーシア、ベトナム、タイ、インド、バングラデシュ、インドネシア、韓国、ラオスと租税条約を締結しており、そのうち、英国、シンガポール、マレーシア、ベトナム、タイ、インド、ラオス、韓国との租税条約が発効されています。下表では、例として、タイおよびシンガポールとの租税条約に基づき適用される源泉税率を記載しています。

種類	ミャンマー居住者が 受け取る場合	ミャンマー非居住者(注1)が受け取る場合		
		租税条約 非締結国	タイ	シンガポール
支払利息	—	15% (注2)	10%	8/10%
配当金の支払い	—	—	—	—
ロイヤルティの支払い	10%	15%	15%	10/15%
物品購入代金の支払い	—	— (注3)	—	—
サービス代金の支払い	—	2.5%	—	—

(注1) 外国法人がミャンマーに設立した支店は、非居住者扱いになります。

(注2) 外国法人がミャンマーに設立した支店に対する利息の支払には、源泉税が課せられ

ません。

(注3) ミャンマーへ物品を輸入する際には、輸出者に対する支払いに源泉税は課せられませんが、輸入者は自身の前払法人税(輸入価額に対して2%)を通関時に支払う必要があります。

なお、ミャンマー政府、開発委員会、ネビドー評議会、州または管区組織、国营企業、地方自治体が、入札、契約、見積もりまたはその他の形式によりミャンマー国内における物品の購入、業務、役務の提供および賃借の対価を居住者へ支払う場合には2%(年間支払合計額が100万チャット超の場合のみ)、非居住者へ支払う場合には2.5%の源泉税率が適用される点に留意が必要です。

(3) 非居住法人

非居住法人のミャンマー支店がミャンマー国内にて事業を行っている場合、事業の過程にて控除された源泉税は法人税の前払いとして扱われ、確定申告に際して納付すべき法人税の最終税額から当該源泉税を控除することができます。

ミャンマーと租税条約を締結している国に所在する非居住法人については、通常租税条約に基づき源泉税は軽減または免除されます。しかし、租税条約に基づく軽減税率または免税を適用するためにはその支払いが行われる前に、管轄税務署へ資料を提出し承認を得る必要があるため留意が必要です。なお、日本の法人税法上は、日本に居住する法人が租税条約のないミャンマーにおいて支払った税金についても外国税額控除の適用対象となりますが、実際の外国税額控除の適用可否については日本の税務当局にご確認ください。

(4) MIC認可法人／SEZ認可法人の取扱い

MIC認可法人やSEZ認可法人には、収益活動開始後数年間、法人税の免税特典が付与されているので、その期間においては法人税の前払いである源泉税の取扱いも異なります。この場合、法人税の免税が付与されており、支払いに係る源泉税の控除が不要である旨を代金の支払元へ通知し、代金の全額の支払いを行うように依頼することとなります。

ポイント12. 個人所得税の概要はどうなっているのか？

(1) 居住者・非居住者と課税所得の範囲

① 課税対象者

ミャンマー国内で就労する個人は、居住者と非居住者の別にこだわらず、ミャンマーでの所得税の納税の義務を負います。国内に継続して90日以上滞在する外国人は、外国人登録証(FRC)を申請することが義務づけられており、FRCの保有者はミャンマーを出国する際には税務クリアランスを行うことが求められます。ただし、このことは国内に90日未満滞在する場合には、個人所得税の課税が発生しないことを意味するものではなく、滞在期間が90日未満であっても、その間に国内での雇用による所得あるいはその他の国内源泉所得がある場合には課税対象となる点に留意が必要です。

② 居住者と非居住者の定義

外国人の場合、毎年、課税年度内(10月1日から9月30日)においてミャンマー国内に183日以上滞在する者が居住者と定義され、183日未満の者が非居住者と定義されます。

③ 課税対象所得

居住者は全世界所得に対して課税されます。一方、非居住者はミャンマー国内源泉の所得に課税されます。国内源泉所得とは、ミャンマー国内の職位・職責による所得、ミャンマー国内事業所または事業からの所得、ミャンマー国内に所在する資産からの所得を指し、所得の受領地や居住者・非居住者の違いは問われません。

	非居住者	居住者
滞在期間(通算)	183日未満	183日以上
課税対象範囲	国内源泉所得	全世界所得

④ 短期滞在者免税の適用

ミャンマー所得税法上、ミャンマー国内源泉所得については居住者・非居住者を問わず課税されると規定されており、短期滞在者の所得に関する免除規定は設けられていません。また、ミャンマーと日本とは租税条約は締結に至っていないため(ポイント11. 法人税の前払

いとして源泉税が徴収される取引は何か？(2)参照)、短期滞在者の所得税の免除の制度を利用できず、結果として日本とミャンマーの双方で所得税が二重に課税されることがあります。

(2) 課税所得

課税所得には、給与、賞与、手当その他の福利厚生が含まれます。福利厚生には、個人に専用の住居として与えられる住居費用の補助も含まれます(ただし、会社が直接賃貸借契約を締結し、賃借料の支払自体も会社が直接行っている場合は、課税所得に含める必要はありません)。また、法人がその従業員に課税された所得税を負担する場合、当該所得税額は従業員の課税所得に含まれます。

キャピタルゲインおよび不動産賃貸所得に対する課税は、居住者・非居住者ともに10%の税率で分離課税され、配当所得は非課税となっています。

(3) ミャンマー国民の課税所得

ミャンマー国民の居住・非居住の判定は、外国人の場合の滞在日数による判定とは異なり課税年度内にミャンマー国内に居住し、ミャンマー国内で所得を稼得しているかにより判定されます。2012年1月1日より、国外に居住するミャンマー国民が国外で稼得する給与所得は課税対象外とされました。ただし、給与所得以外の所得を外貨で受領する場合には、10%の所得税を外貨で支払うことが求められます。

(4) 所得控除

居住者の課税所得の計算においては、以下の所得控除が認められます。

所得控除対象	内容
基礎控除	課税所得総額の20%(上限10,000,000チャット)
配偶者控除	所得のない配偶者につき1,000,000チャットの控除。
保険料控除	納税者、配偶者のための生命保険料支払い額の控除。
扶養控除(親)	同居中かつ扶養者となっている親1人当たり1,000,000チャットの控除。
扶養控除(子女)	未婚で扶養者となっている子女1人当たり500,000チャットの控除。18歳を超える子女の場合には、全日制の学校などの就学者であることが条件となる。

なお、課税年度の給与所得が4,800,000チャット以下の場合には所得税の納税が免除されます。上記の所得控除は、当該金額を超える給与所得あるいはその他の所得に対して適用されます。

(5) 税率

個人所得税の税率(キャピタルゲイン税率を含む)は下表の通りです。

納税者区分		給与所得その他の所得		キャピタルゲイン/ 不動産賃貸所得
		給与所得	その他の外資収入	
ミャンマー 国民	居住者	0%~25%の 累進税率	10%	10%
	非居住者			
外国人	居住者	0%~25%の累進税率		10%
	非居住者			

適用される累進税率は下表の通りです。

課税所得	税率
1チャットから2,000,000チャット	0%
2,000,001チャットから5,000,000チャット	5%
5,000,001チャットから10,000,000チャット	10%
10,000,001チャットから20,000,000チャット	15%
20,000,001チャットから30,000,000チャット	20%
30,000,001チャット以上	25%

(6) 外貨所得の換算

外貨により稼得された所得を現地通貨に換算する為替レートは、中央銀行により発表されるレートを利用した期中平均レートを使用します。

(7) 会社負担の所得税のグロスアップ

法人がその従業員に課税された所得税を負担する場合、当該所得税額は従業員の課税所得に含まれるべくグロスアップして計算します。

(8) 申告・納税手続き

個人給与に係る源泉徴収税は、源泉徴収後15日以内に納税することとされています。給与は通常毎月支払われるため、事業者は、給与支給時に源泉した所得税を毎月納税することになります。納税額は、年間の所得予測額を基礎として計算した税額を納付します。年度末の確定申告を行う際、期中納付額は最終の納税額から控除されます。法人の場合と同様に、個人所得税の年度末の申告書は、翌課税年度の12月末日までに所轄税務署に提出しなければなりません。

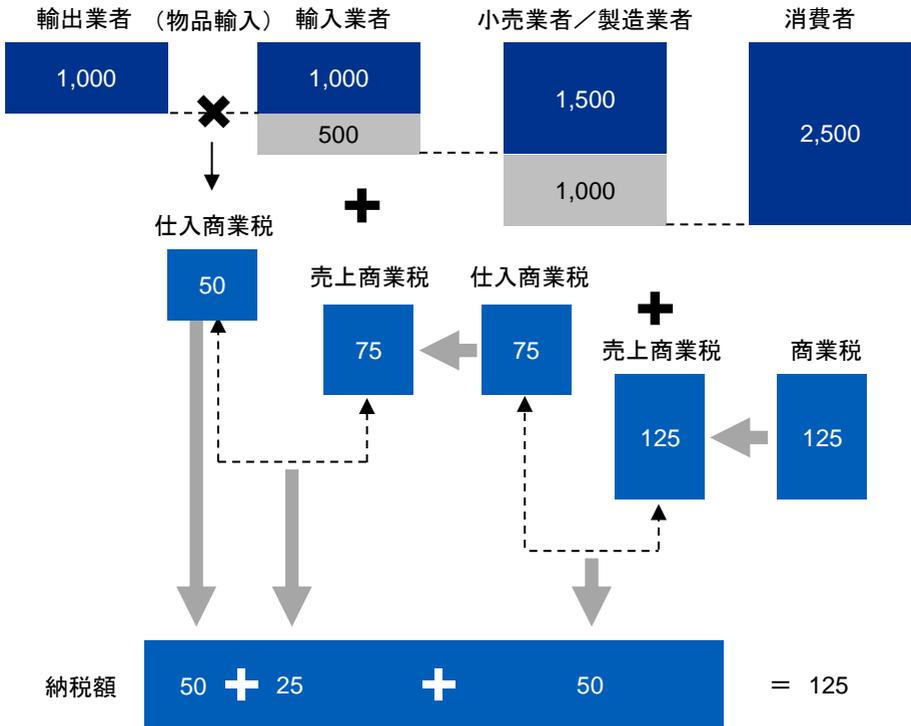
(9) ペナルティー

個人所得税についてのペナルティーも同様となります（詳細はポイント10「法人税の概要はどうなっているのか？」(11)ペナルティーを参照）。

ポイント13. ミャンマーの商業税は日本の消費税に類似する税金なのか？

(1) 商業税の仕組み

ミャンマーの商業税は、諸外国で採用されている付加価値税(VAT)に類似する税金です。生産の各段階で仕入等にかかる商業税を支払うこととなりますが、販売時に受けとった売上商業税から支払った仕入商業税を控除する仕組みとなっており、結果的に最終消費者が税負担を行うように設計されています。



(2) 納税義務者

商業税の納付義務者は、物品の販売あるいはサービスの提供を行う事業者であって、かつ年間の課税売上高が50,000,000チャット以上の事業者(商業税登録事業者)です。この金額基準に届かない小規模事業者は、自社の物品の販売またはサービスの提供に際して商業税を課すことはできません。また仕入先に支払った商業税は仕入税額控除の対象とすることはできず、自社の原価あるいは費用に含めることになります。

上記の要件を満たす事業者は、賦課課税制度のもとでは所轄税務署に対して商業税登録を毎年行う必要があります。一方、自己申告制度のもとでは、一度商業税登録を行えば、登録内容に変更がないことを前提として、毎年登録を行う必要はありません。

(3) 課税対象取引および税率

ミャンマーにおける商業税の対象取引は、ミャンマー国内でのすべての物品の販売およびサービスの提供ならびにミャンマー国内への物品の輸入です。このうち、以下の非課税取引以外の取引が課税取引となります。課税取引に対しては5%の標準税率が適用されますが、軽減税率が適用される取引や免税取引もあります。これらは下表にまとめられます。

	物品の輸入・国内販売	国内でのサービスの提供	物品の輸出
原則的取扱い	5%課税	5%課税	免税
非課税品目	42品目 (表1)	32品目 (表2)	—
軽減・特別税率	2項目 (表3)	—	2項目 (表4)

【表1 非課税品目(物品販売)】

No.	品目
食料品	
1	粳、米、糠、粳穀、小麦、小麦粉、とうもろこし、その他の穀物、およびそれらの粉
2	豆類、豆粉、ピーナッツ、ゴマの実、ゴマ、綿の実、米ぬか等の搾りかす
3	ニンニク、オニオン、じゃがいも、その他の香辛料(葉、実、種、樹皮)、およびその加工品、チリ、チリパウダー、サフラン、サフランパウダー、生姜、タマリンド、塩

No.	品目
4	果物、野菜
5	お茶の葉、お茶の葉製品
6	鮮魚、エビ、生肉、種々の玉子
7	ピーナッツ油、ゴマ油
8	砂糖、サトウキビ、牛乳、加糖練乳、無糖練乳、牛乳の粉、ヨーグルト、豆乳
9	エビ、魚を使ったペースト(Ngan-pya-ye)、干魚、干エビ、酢漬けの魚、魚粉、エビ粉、魚のすり身
農作物・家畜関連品	
10	桑の葉、カイコの繭
11	動物、魚、エビ、陸生動物、水生動物、両生動物およびその卵、幼虫、海草、藻
12	農業用肥料、農業用の殺虫剤、農薬およびスプリンクラー(蚊・ネズミ避けスプレーを除く)、家畜、魚、エビ用のエサおよびワクチン(ペット用を除く)
13	パーム油、ひまわりの種、綿花の種、かぼちゃ・うりの種、カシューナッツ、穀物・野菜・果樹の種および苗の栽培
14	種々の綿、カルダモンの実、タナカなどミャンマー特有の農産品、ココナッツオイル(ヤシ油は含まない)
15	コイヤ糸(ココヤシ皮から縫った糸)
16	木材、竹材、籐、焚きつけ
文房具	
17	封印用のりの原料、切手(印紙を含む)
18	国旗
19	石版、石版用のペン、チョーク、鉛筆用の黒鉛
20	教科書、参考書、種々の練習帳・紙画帳、種々の本、それらを作成するための用紙、種々の鉛筆、物差し、消しゴム、鉛筆削り
医療品	
21	薬草・医療用植物
22	ハチミツ、蜜蝋
23	X線フィルム・プレート、その他のX線機器、医療器具および装置(健康省によって特定されたもののみ)、医療綿、包帯、ガーゼ、その他医療用衣服の材料、病院で使用されるマスク・手袋、インフルエンザ予防用のマスク等、自宅用の医薬品およ

No.	品目
	びその他の伝統医薬品(法律にて禁止されている薬品を除く、食品・医療品管理部のもとで登録されているもの医薬品に限る)、伝統薬品の原料
24	コンドーム
社会・宗教用品	
25	数珠玉(高価な宝石で作られたものを除く)、宗教上の衣服
26	消防車、霊柩車、捜索救難車
輸送用品	
27	電力エネルギー省が、外国の大使館、国連諸機関ならびに外交官に販売する燃料
28	国際航空サービス(インバウンドおよびアウトバウンド)用のジェット燃料
29	航空機、ヘリコプター用の機械、設備、付属品、スペアパーツ
工業用品	
30	漂白剤(漂白剤の中に含まれる塩酸塩)、合成洗剤、石鹼用の原料、重質洗剤
31	麻、麻糸、天然ゴム、洗濯のり
32	開墾機械、農機具、農業機械、育種事業で使用される機器、それらのスペア部品および四輪トラクター、繁殖用の家畜、繁殖事業にて使用される機器、動物、養殖魚およびエビ用の飼料・えさ(ペットへのエサを除く)、家畜用の医薬品およびワクチン(農業・畜産・灌漑省によって認可されたものを含む)、受精用種卵(冷凍種卵を含む)
33	ソーラーパネル、蓄電池、インバーター
34	CMPによる製品製造のために国外居住者によって供給される部品として使用される原材料、物品、梱包品、およびCMPのために使用される機械設備、そのスペアパーツ
国防品	
35	国家機関によって使用される防衛・軍用装備品、車両および関連部品、民生用の硝酸カリウム、武器弾薬ト、それらの付属品(防衛省の許可によって輸入されたものに限る)、防衛省予算で承認された軍隊で使用される消耗品等
宝石・鉱業品	
36	純金および金塊、ミャンマー国内で政府が開催する宝石展示会で販売される翡翠、ルビー、サファイヤならびにその他の宝石
37	油かす

No.	品目
その他	
38	出国場所において海外渡航者に外貨で販売される商品
39	連邦政府の承認を得て外務省により提案され、財務省からの通知により承認された大使館ならびに領事館の外交官およびスタッフが使用する物品
40	国内または国外の機関による基金によって購入された物品
41	国の要求に応じて内閣の同意を得て政府が発注した物品
42	通関規制に従って一時的に輸入を許可された物品、またはドローバック制度のもとで輸入された物品

※法令はミャンマー語で公表されており、公式英訳は作成されていません。適用にあたってはミャンマー語原文をあわせて参照する必要があります。

【表2 非課税品目(サービス)】

No.	品目
海外	
1	大使館ならびに領事館において、連邦政府の承認を得て外務省により提案され、財務省からの通知により承認された大使館ならびに領事館の外交官およびスタッフが使用する各種サービス
国防	
2	国防関係の書籍・印刷物の出版サービス
文化芸術・宗教	
3	祭礼・芸術関連のサービス
輸送	
4	駐車場のレンタル
5	貨物運送サービス（電車、車両、船舶、航空機、重機による運送サービス。パイプラインによる輸送チャージは除く。）
6	引越し、移転サービス
7	有料道路の通行料徴収サービス
8	国際航空の乗客移送サービス(インバウンドおよびアウトバウンド)
9	公共交通サービス

No.	品目
10	政府による郵便局サービス
教育・情報	
11	教育サービス
12	書籍、新聞の発行サービス
健康	
13	保健サービス(美容スパサービスを除く)
14	伝統マッサージおよび盲人のマッサージ師によるマッサージ
15	動物病院の医療保健サービス
16	公衆トイレサービス
計画・財務	
17	生命保険
18	マイクロファイナンス
19	金融市場関連のサービス
20	中央銀行によって許可された金融サービス
21	通関サービス
22	ロトビジネス
社会福祉	
23	催事用の備品(机・椅子・調理器具など)のレンタルサービス
24	葬祭サービス
25	保育サービス
産業・電力	
26	受託製造業
27	工業および農業関連サービス
28	小規模非公開会社による電力網にアクセスできない地域への電力の生産・配給サービス
その他	
29	許可申請に際して政府機関に支払われるライセンスフィー
30	各省の要請により通達によって内閣が免税と認定したサービス

No.	品目
31	国内外の国に寄附された資金やファンドで購入されたサービス
32	国および各州・管区の政府機関内で提供されるサービス

※これらの非課税取引は、Union Tax Law 2019においてミャンマー語にて公表されており、公式英訳は作成されていません。適用にあたってはミャンマー語原文をあわせて参照する必要があります。

【表3 軽減税率の対象となる取引】

Sr.No.	品目	税率
1	建築後の建物販売	3%
2	金製の宝飾品販売	1%

【表4 特別税率の課税対象となる輸出品目】

Sr.No.	品目	税率
1	電力の輸出	8%
2	原油の輸出	5%

(4) 課税取引の認識時期

ミャンマー商業税では以下の時点で課税取引を認識し、商業税を納付することとなります。

① 物品の販売・サービスの提供

物品の販売またはサービスの提供の場合、以下のいずれか早い時点

- 物品の販売またはサービスの提供により現金を受領した時点
- 物品の販売またはサービスの提供が完了し収益を認識した時点(この収益認識の時点で請求書を発行することを前提とする)

② 物品の輸入

物品を輸入した場合には、通関の際に輸入関税等とともに商業税も関税当局により徴収される。

(5) 申告・納税手続き

商業税登録事業者は、(4)にて記載した商業税の課税取引が認識された時点で商業税を納税することが求められており、その認識された月の翌月10日までに納税をする必要があります。加えて、四半期ごとに四半期末の翌月末日までに四半期申告を、課税年度末から3か月以内(12月31日)に年度の確定申告を所轄税務署に提出する必要があります。

(6) 仕入商業税の控除と還付

① 仕入税額控除と還付

各月の商業税の納付額は、その月の売上商業税から仕入商業税を控除して計算されます。仕入商業税の仕入税額控除のためには、取引先からの以下の必要書類の入手や自社での作成が必要となります。ミャンマーでは他国で採用されているようなタックスインボイス方式は採用されておらず、例えば、**Kha Tha Kha 31**を取引先より入手できない場合には、仕入税額控除を行うことはできないため留意が必要です。また、仕入商業税は同じ課税年度に発生した売上商業税のみと相殺可能となっており、控除しきれなかった仕入商業税の還付、もしくは翌課税年度への繰越しは認められていません(当該仕入商業税は、法人所得税において損金処理が可能です)。

【輸入の場合】

- **Import Declaration Form** (輸入申請書および輸入許可通知書)
- **Kha Tha Kha 32** (輸入者が作成する輸入物品および輸入商業税に関する書類)
- **Kha Tha Kha 33** (輸入者が申告時に作成する売上商業税および仕入商業税のサマリー)
- **Kha Tha Kha 2** (商業税の課税事業者登録書)

【製造業、貿易業またはサービス業の場合】

- **Kha Tha Kha 31**（支払先が作成する販売した物品および売上商業税に関する書類）
- **Kha Tha Kha 33**（輸入者が申告時に作成する売上商業税および仕入商業税のサマリー）
- **Kha Tha Kha 2**（商業税の課税事業者登録書）

② 仕入税額控除できない仕入商業税

以下の商業税は仕入税額控除の対象とすることはできません。

- 上記①の仕入税額控除のために必要となる書類が添付できない商業税
- 損害を受け販売することができなくなった商品の購入時に支払われた商業税

③ 輸出品に関連した仕入商業税の還付

原油および電力を除くその他の輸出取引は免税取引であり売上商業税が認識されないことから、ミャンマー国内での輸出品の製造等に際して支払われた仕入商業税は控除することができませんが、還付請求を行うことができます。

(7) **Ka Tha Kha 31/32**

ミャンマー商業税法では、税額を証明する手段としてタックスインボイス制度は導入されておらず、前述のとおり仕入税額控除のためには以下の**Ka Tha Kha 31** または**32**を添付する必要があります。

① **Ka Tha Kha 31**

ミャンマー国内で物品の販売またはサービスの提供を行った事業者は、顧客から回収した商業税を所轄税務署へ納税する必要があります。当該事業者は商業税を納付することを宣誓する書類である**Ka Tha Kha 31**を3部作成し、顧客および所轄税務署へ各1部を提出し、1部を保管することとなります。この**Ka Tha Kha 31**を支払先より入手できない場合には仕入税額控除ができないため留意が必要です。

② **Kha Tha Kha 32**

ミャンマー国外から物品を輸入した事業者は、通関の際に商業税を納付する必要があります。当該事業者は商業税を納付したことを宣誓する書類である**Kha Tha Kha 32**を2部作成し、1部を所轄税務署へ提出し、1部を保管することとなります。

物品の輸入の際に支払った輸入商業税の仕入税額控除のためにはKa Tha Kha32が必要となることに留意が必要です。

(8) 税務調査

商業税の税務調査は管轄税務署によって通常法人税と合わせて実施され、実施方法についても法人税と同様となります。商業税についての帳簿書類の保管期間は明確に規定されていないが、法人税と同様に税務当局による税務調査期限である7年間は最低保管する必要があるものと考えられます(詳細はポイント10「法人税の概要はどうなっているのか?」(10)税務調査を参照)。

(9) ペナルティー

商業税についてのペナルティーも同様となります(詳細はポイント10「法人税の概要はどうなっているのか?」(11)ペナルティーを参照)。

(10) 特別物品税 (Special Goods Tax)

下表の物品が輸入あるいは国内で製造・販売される流通過程において、通常の商業税とは別に、特別物品税が課せられます。課税標準は、輸入の場合にはインボイス価格、国内製造販売の場合には、インボイス価格または当局が市場価格に基づき見積もった販売価額のいずれか大きい金額となります。特別物品税は商業税とは異なる税金で、商業税とは別途に課される点に留意が必要です。

【表5 特別物品税の課税品目】

No.	品目	税率等
1	紙巻たばこ	8~25 チャット/本
2	嚙たばこ	60%
3	たばこ葉	60%
4	両きり葉巻	0.75 チャット/本
5	葉巻	80%
6	パイプ用たばこ	80%
7	ペテル・チューイング(ビンロウの実をキンマの葉でくるんだもの)	80%

No.	品目	税率等
8	酒類(リッターあたり売価が200チャット～15,000チャット以内)	170～4,100 チャット ／リッター
	酒類(リッターあたり売価が15,000チャット超)	60%
9	ビール	60%
10	ワイン(リッターあたり売価が16,500チャット以内)	81～3,250 チャット／ リッター
	ワイン(リッターあたり売価が16,500チャット超)	50%
11	丸太およびその加工品	5%
12	4ドアのダブルキャビン型ピックアップトラックを除く、ライトバン、サルーン、セダン、ライトワゴン、エステートワゴン、クーペ(1,501 CCから2,000 CCまで)	10%
	同上(2,001 CCから4,000 CCまで)	30%
	同上(4,001 CC以上)	50%
13	灯油、ガソリン、ディーゼル、航空燃料	5%
14	天然ガス	8%

また、下記の物品が輸出される際には、特別物品税が課されます。

No.	品目	税率
1	木材およびその加工品	10%

ポイント14. 税務申告の手続きはどのように行うのか？

(1) 申告・納付期限

税金の種類	納付の種類	期限
法人所得税	予定納税	四半期ごとに翌月10日までに納税
	確定申告	年度末から3か月以内(12月31日まで)に確定申告書を提出、その後発行される課税通知書に記載された日が納付期限となる。
	キャピタルゲイン課税	キャピタルゲインが発生してから1か月以内に申告
	源泉徴収税 (徴収者の支払い)	源泉徴収後15日以内に納税
商業税	期中納付	翌月10日までに前月分を納付
	四半期申告	四半期ごとに翌月末までに申告
	確定申告	年度末から3か月以内(12月31日まで)に確定申告書提出
個人所得税	個人給与の源泉徴収税 (徴収者の支払い)	源泉徴収後15日以内に納税
	確定申告	年度末から3か月以内(12月31日まで)に確定申告書を提出、その後管轄税務署からの納税通知書発行日から14日以内が納付期限となる。

(2) 税務署

ミャンマーでは、近代的な徴税制度を整備すべく、税務署や申告制度の改革が現在行われており、諸外国並みの制度が導入されつつあります。

現在、税務署は大きくLarge Tax payer Office (LTO)、Medium Tax payer Office (MTO) ならびにTownship officeに分かれており、法人税や商業税等の申告納税はLTOおよびMTOの管轄、個人所得税の申告納税はTownship officeの管轄になります。MTOはさらに企業規模に応じてセクション1から3まで分かれています。税務当局は、対象企業の売上規

模に基づき、LTO、MTO1、MTO2、MTO3の順番で対象企業の管轄を割り振っていきます(どの税務署の所轄になるかは最終的には税務当局が決定します)。LTOおよびMTO1はすでに自己申告制度を採用しており、申告納税時には企業が計算した税額で納税を実施します。その後、税務調査で企業が申告納税した金額に誤りが発見された場合には修正申告や追加の納付を行うことになります。一方、MTO2およびMTO3では賦課課税方式が採用されており、確定申告書を税務署に提出した後、税額確定までに税務署との摺りあわせや税務担当官による査定が必要となります。自己申告制度の場合と賦課決定制度の場合とでは申告書の様式も異なり、自己申告制度の申告書では税務調整欄が設けられており、自社にて税務上の所得を計算し税額を計算することが可能になっていますが、賦課課税決定制度の申告書では会計上の利益または損失を申告書に記載するのみとなっています。

なお、2020年10月1日以降に提出する申告書からは、MTO2が管轄税務署となる企業についても自己申告制度が採用される予定となっています。

Ⅲ. 会計・監査制度

ポイント15. ミャンマーの会計基準は何か、 また会計監査の制度はあるか？

(1) 適用される会計基準

ミャンマーでは会計基準としてMFRS (Myanmar Financial Reporting Standards)が採用されています。また中小企業向けのMFRS for SMEs (Small and Medium sized Entities)も採用されています。

なおMFRSおよびMFRS for SMEsはそれぞれ、2010年時点のIFRS (International Financial Reporting Standards: 国際財務報告基準)および中小企業向けのIFRSであるIFRS for SMEsをそのまま採用していますが、その後のIFRSの改訂については、MFRSには反映されていません。

ミャンマーでは、IFRSベースでの財務諸表の作成も認められているため、上記MFRS (MFRS for SMEsを含む)かIFRSに準拠した財務諸表が作成されることになります。

ただし、実際にはMFRSに準拠していない財務諸表も散見されます。

(2) 会計監査制度

ミャンマー会社法上の公開会社および小会社以外の非公開会社は、毎年、独立したミャンマー公認会計士による監査が必要となります。監査済み財務諸表は、法人税申告書提出時に添付資料として提出する必要があるほか、DICA、関連省庁、MIC、SEZの管理委員会などにも必要に応じて提出する必要があります。

その他、ミャンマー会社法上の非公開会社のうち、小会社については監査は不要と規定されていますが、海外会社についての監査の必要性については規定されていません。

(3) 会計年度

会計年度は税務年度に合わせて10月1日～9月30日を採用することが一般的です。

(4) 表示通貨

財務諸表の表示通貨はMFRSやIFRSにおける機能通貨の概念に従い、チャットまたはUSD等の外貨から選択します。一方、税務申告で添付する財務諸表は原則としてチャット表示になりますが、USDで表示された財務諸表も許容されています。税務申告の観点からは、財務諸表の表示通貨はチャットあるいはUSDに限定されますので、実務上はどちらかの通貨を用いて財務諸表を作成することになります。

なお、財務諸表で使用される言語については、英語を用いることが可能です。

添付資料1

MIC通達No.15/2017 - 関連省庁の承認を要する事業一覧

No	事業の内容
1	内務省
1	麻酔作用や向精神作用のある成分を含む薬の製造販売
2	情報省
1	活字および放送の複合メディア事業
2	外国語による新聞の発行
3	FM放送
4	DTH放送
5	DVB-T2放送
6	ケーブルテレビ
3	農業・畜産・灌漑省
1	漁業資源(魚種)への投資
2	海洋漁業
3	動物医療用バイオ製品の製造販売
4	動物用の医薬品の製造販売
5	商業目的での畜産
6	畜産用の繁殖およびふ化
7	動物品種のための遺伝子研究、遺伝子保存ならびにそれらの販売
8	動物品種(冷凍精子や冷凍胚を含む)の輸入、飼育(製造)ならびに販売
9	動物用の飼料および動物品種の安全性に関連した研究所
10	動物医療のための研究所
11	動物の健康のための研究調査
12	種子の輸入、生産、国内販売ならびに再輸出
13	新種の植物の輸入、栽培ならびに販売
14	農薬、肥料、活性剤、除草剤などの製造、貯蔵、販売ならびに輸出
15	ハイブリッド種の生産および輸出
16	農業関係の研究所
17	農業および農産品の研究
18	季節性作物の栽培
4	運輸・通信省
1	車両登録の検査

No	事業の内容
2	自動車教習所
3	列車運行のための新しい線路、駅ならびに駅舎の建設
4	列車の運行
5	機関車、客車、貨物車両ならびに関連スペアパーツの製造およびメンテナンス
6	列車運行のための発電
7	鉄道輸送のためのドライポート(積み替えターミナル)サービス
8	郵便サービス
9	通信サービス
10	衛星通信機器の製造および販売
11	レーダー通信機器および関連機器の製造および販売
12	ラジオ通信機器の製造および販売
13	携帯電話機および電話機の製造および国内販売
14	民間の航空訓練
15	航空機の修理およびメンテナンス
16	空港内での宿泊サービス
17	空港での地上サービス
18	航空輸送サービスのプロモーション
19	航空券のコンピューター予約システムサービス
20	乗組員なしの航空機リース
21	乗組員付きの航空機リース
22	航空貨物のフォワーディング
23	航空機のメンテナンス
24	航空機の離発着誘導
25	航空機搭乗客の空港内での管理(チェックイン、誘導など)
26	航空手荷物の空港内での管理(荷物の預り・引渡し、飛行機と手荷物カウンター間の運搬など)
27	航空貨物の空港内での管理(保管、移動など)
28	航空機燃料の給油サービス
29	空港内の警備サービス
30	空港の建設、メンテナンス、管理ならびに運営
31	国内航空輸送
32	国際航空輸送
33	航空機関連のリース
34	海事教育・訓練センター

No	事業の内容
35	船舶や浮体物の建設および修理が可能な造船所
36	沿岸や河川・湖区域での船舶輸送(乗客)
37	沿岸や河川・湖区域での船舶輸送(貨物)
38	船舶輸送サポートサービス
39	海上国際船舶輸送(乗客)
40	海上国際船舶輸送(貨物)
41	乗組員なしの船舶リース
42	乗組員付きの船舶リース
43	引船、曳船サービス
44	船舶解体サービス
45	船舶の仲介販売
46	船舶の規格検査
47	各種造船所および栈橋の建設
48	土手や水辺での倉庫、土盛り、タンク、コンテナヤードならびに港湾関連設備の建設
49	内陸河川港の建設
50	水路の保全および改良
51	港湾の拡張
52	港湾および水路関連のサービス
53	沈没船の引き揚げ
54	船荷取扱
55	深海港、多目的な国際港
5	天然資源・環境保護省
1	森林区域および政府管理区域での丸太伐採
2	チーク、広葉樹、ゴム、竹などの植林
3	木材関連事業および植林関連事業
4	森林区域および自然保護区域でのエコツーリズム
5	商業目的での遺伝子組み換え生物の輸入、再生ならびに販売
6	貴重かつ希少な改良木材品種の栽培、保全、培養に関する先端技術研究ならびに関連する商業活動
7	森林事業における先端技術開発、研究ならびに人材育成
8	商業目的での野生生物(動植物)の輸入、栽培・繁殖、販売・輸出
9	外国投資家による大規模な鉱物事業のための探査、事業性調査、採掘
10	内国投資家による中小規模の鉱物事業のための探査、事業性調査ならびに採掘

No	事業の内容
	11 外国投資家による宝石・宝飾品の製造販売
	12 外国投資家による宝石・宝飾品の採掘および製造販売
	13 真珠の養殖
	14 オゾンに影響を及ぼす物質を生産するビジネス
	15 大規模な紙パルプの生産
6	電力・エネルギー省
	1 大規模発電(30メガワット以上)
	2 電力系統につながるすべての電気関連事業
	3 海洋掘削に関する設備の輸入、製造、建設ならびに設置
	4 石油・ガス・石油製品の輸入、輸送、貯蔵、流通ならびに販売のための貯蔵タンク、荷揚げ港、パイプライン、関連機械設備、建物の建設ならびに据付
	5 各種精製施設の建設、既存の精製施設の維持および改良
	6 地質学、地球物理学ならびに地球科学的方法で石油・ガスの調査および分析を行うための設備(附属設備を含む)の輸入、製造、建設ならびに据付
	7 石油・ガスの探査、生産および研究を行うための設備(附属設備を含む)の輸入、製造、建設ならびに据付
	8 石油・ガス関連の輸送およびパイプライン網建設のための設備(附属設備を含む)の輸入、製造、建設ならびに据付
7	工業省
	1 ワクチンの生産
8	商業省
	1 小売
	2 卸売
9	保健・スポーツ省
	1 民間病院
	2 民間の保健サービス
	3 民間の移動保健サービス
	4 民間の介護サービス
	5 民間の伝統医療のための病院
	6 民間の伝統医療のための診療所
	7 民間の伝統薬、伝統医薬品の製造
	8 伝統薬物の製造
	9 伝統医薬品の原料となるハーブの輸入販売
	10 伝統医薬品の栽培および生産

No	事業の内容	
	11	伝統薬の研究
	12	ワクチンの研究および検診キットの製造
10		建設省
	1	建設省管轄の道路やバイパス道路等の建設
	2	高架状の高速道路、トンネル、環状道路、インターチェンジ、地下道路、高架道路、半地下道路ならびに水中トンネルの建設
	3	180フィートの長さを超える橋の建設
	4	橋梁関係部品(プレストレストコンクリート材、支柱材など)、鉄鋼フレーム、プレートガーダー(1字型鉄鋼プレート)、鋼トラス、橋梁用鉄鋼コンクリート、高強度コンクリートなどの製造および国内販売
	5	100エーカーを超える都市開発
	6	床面積50,000平方メートル以上の居住用アパートならびに工場団地での住宅の建設および販売
	7	ネビドー、ヤンゴン、マンダレーを除く州・管区の中心都市における4エーカー以上の都市再開発
	8	新都市開発

添付資料2

MIC通達No.13/2017 – 投資促進事業の一覧

No.	産業/業種
(A)	農業関連(たばこ葉の栽培やたばこ製品の製造を除く)
1	農作物、豆類、油料作物の栽培
2	米の栽培
3	野菜、きゅうり、根菜類、いも類の栽培
4	サトウキビの栽培
5	繊維植物(綿、ジュート、ローゼル等)の栽培
6	一年生作物の栽培
7	ぶどうの栽培
8	熱帯性果物および温帯性果物(パナナ、マンゴー、ドリアン、ランブータン、パイナップル、ドラゴンフルーツ、タマリンド、カスタードアップル、ジャックフルーツ、マンゴスチン、アボガド、イチジク、ナツメヤシ等)の栽培
9	柑橘類(ポメロ、スウィートライム、レモン、ライム、オレンジ等)の栽培
10	堅果類(グアバ、ヤシ、西洋スモモ、リンゴ、ライチ、梨等)の栽培
11	その他の果物、堅果類の栽培
12	油料作物の栽培
13	コーヒー豆、茶葉、ココア豆等の栽培
14	調味料原料、香辛料ならびにハーブ類(コショウ、スウィートチリ、唐辛子、ナツメグ、生姜、ターメリック等)の栽培
15	その他の多年生作物の栽培
16	作物の繁殖
17	作物の栽培支援
18	作物収穫後の支援
19	作物繁殖のための種子の遺伝子組み換え
20	除草、殺虫サービス
21	機械による作物収穫支援
22	製粉や栽培に関するサービス
23	作物栽培のための用水提供サービス
24	作物の乾燥サービス
25	農作物の貯蔵サービス
26	農作物の検査サービス
27	土壌検査サービス

No.	産業/業種
	28 農機レンタルサービス
	29 農作物用卸売市場の開設
	30 農作物の栽培支援サービス(収穫期間後のケア、種子の生産に関するサービス等)
(B)	植林、森林保護事業ならびにその他の関連事業
	1 植林
	2 チークの栽培
	3 ゴムの栽培
	4 契約にもとづく植林の実施
(C)	畜産業、水産業ならびにその他の関連サービス
	1 牧畜(牛)
	2 牧畜(馬)
	3 牧畜(羊、ヤギ)
	4 牧畜(豚)
	5 牧畜(家禽類)
	6 牧畜(その他の家畜)
	7 牧畜(上記複合)
	8 牧畜の支援サービス
	9 真珠の養殖
	10 淡水魚および海水魚の養殖
(D)	製造業(紙たばこ、酒類、ビールなどの健康に害を及ぼす製品を除く)
	1 食肉の処理、加工ならびに包装(鶏肉は除く)
	2 卵の処理、加工ならびに包装
	3 水産食品の処理、加工ならびに冷凍
	4 魚の缶詰製造
	5 甲殻類(エビやカニなど)の加工食品製造
	6 魚の加工食品製造
	7 のり、海藻等の生産
	8 動物用医薬品の製造
	9 野菜、果物の長期保存用加工
	10 野菜、果物の缶詰製造
	11 動物性および植物性の食用油、油脂製食品の生産
	12 植物性の食用油、油脂製食品の生産

No.	産業/業種
13	ココナッツオイルやココナッツを使用した食品製造
14	パーム油の生産
15	トウモロコシ油の生産
16	動物性の食用油、油脂製食品の生産
17	その他の野菜や農作物を原料とする植物性の食用油、油脂製食品の生産
18	牛乳、乳製品の生産
19	粉ミルク、加糖クリーマーの生産
20	その他の乳製品の生産
21	農作物(米、トウモロコシを除く)の製粉
22	米およびトウモロコシの製粉、ならびに米粉およびトウモロコシ粉の生産
23	パンの生産
24	砂糖の生産
25	ココア、チョコレートならびに砂糖菓子の生産
26	マカロニ、ビスケット、ドライケーキならびに小麦粉を原料とする食品の生産
27	調理済み食品の生産
28	コーヒー、茶ならびに伝統医薬品用作物の生産
29	調味料、ソース類ならびに調理用食品(こしょう、マヨネーズ、マスタード、米粉、酢、はちみつ、肉・魚・貝類の練物、食塩、滋養素材等)の生産
30	動物用飼料の生産
31	薄板(ベニヤ板、繊維版、垂直版など)の生産
32	建設用木材製品の生産
33	木箱の生産
34	コルク、干し草、ヒヤシンス等の素材を編みこんで作られる製品の生産
35	竹や籐などを素材とした木製家具の生産
36	石鹼、粉石鹼ならびに洗剤の生産
37	紡績業、織物業ならびに染色業
38	ロープ、網の生産
39	衣服の生産
40	女性用下着の生産
41	帽子の生産
42	ハンドバック、肩掛カバン等のバックの生産
43	運動用品の生産
44	靴の生産
45	皮革製品の生産

No.	産業/業種
46	革製バックの生産
47	ウール、毛皮の生産
48	プラスチック製品の製造
49	家庭用品の製造
50	パルプ、紙ならびにダンボールの製造
51	肥料、窒素化合物の生産
52	農業用の殺虫剤や化学製品の生産
53	繊維製品の生産
54	医薬品(化学医薬品、植物性薬品)の生産
55	タイヤの生産
56	ゴム製タイヤやチューブの生産ならびに修理
57	コンクリート、セメント、石灰石、レンガ、セラミックならびに漆喰の生産
58	建設資材の製造
59	タンクなどの建設事業資材としてのプラスチック製品の製造
60	鉄鋼の生産
61	金属の精錬(機器の製造を除く)
62	翡翠、宝石の生産
63	コンピューター、電子機器の製造
64	電気モーター、発電機、変圧器、送電装置ならびに送電管理装置の製造
65	配電盤装置の製造
66	家電製品(ビデオ、テレビ等)の製造
67	通信機器(電話、ファックス等)の製造
68	電子計測機器の製造
69	通信ケーブルの製造
70	電池、蓄電池の製造
71	配線、配線装置の製造
72	アルミニウム、アルミニウム製品の製造
73	ガラス、ガラス製品の製造
74	ガラス繊維の製造
75	農業用機械の製造
76	車両の製造、組立
77	自動車およびトレーラー用の車体の生産
78	車関連部品の生産

No.	産業/業種	
	79	二輪車の生産(エンジンやスペアパーツの生産を含む)
	80	機械設備の生産
	81	一般機械の生産
	82	船舶の建造
	83	遊覧船、レジャーボートの建造
	84	鉄道機関車、鉄道用車両、鉄道用線路の製造
	85	航空機の製造
	86	飛行機の胴体、エンジンならびに部品の製造
	87	石油化学製品の生産
	88	化学品の生産
	89	ゴム製品の生産
	90	エンジンオイルの生産
	91	伝統医薬品の生産
	92	医療機器の生産
(E)	工業団地の開発	
(F)	新都市の開発	
(G)	都市開発関連	
	1	上水道
	2	下水道
	3	ごみの収集
	4	低価格住宅の建設、賃貸
	5	公共交通機関
(H)	道路、橋梁、鉄道用線路の建設	
	1	新しい幹線道路(幹線道路上の橋梁を含む)の建設
	2	線路の建設
	3	滑走路の建設
	4	幹線道路および橋梁の改修、ならびにトンネルの建設
(I)	海港、河川港ならびにドライポート(積み替えターミナル)の建設	
(J)	空港の運営管理、メンテナンス	
(K)	航空機のメンテナンス	
(L)	輸送関連	
	1	公共輸送(鉄道)

No.	産業/業種
	2 鉄道貨物輸送
	3 コンテナによる鉄道貨物輸送
	4 公共輸送(道路)
	5 道路輸送による貨物の保管サービス
	6 河川、湖での水上輸送
	7 河川、湖での水上貨物輸送
	8 国内航空輸送(乗客)
	9 国際航空輸送(乗客)
	10 倉庫、タンクの建設ならびに賃借
	11 コールドチェーン物流構築
	12 梱包サービス
(M)	発電、送電
(N)	再生可能エネルギーの生産
	1 太陽エネルギー、風力エネルギー、地熱エネルギーを利用した発電、送電
	2 太陽エネルギー、風力エネルギー、地熱エネルギーを利用した発電、送電のためのエンジニアリングサービス
(O)	通信事業
	1 光ファイバー網、通信用・送電用の電線の敷設、ならびに通信用タワーの建設
	2 地域単位での光ファイバー網関連事業
	3 通信サービス
(P)	教育関連
	1 私立学校
	2 国際的なカリキュラムを提供する学校
	3 職業訓練学校
	4 高等教育サービス
	5 スポーツ教育サービス
	6 民間航空訓練
	7 健康関連サービスのための訓練事業
(Q)	健康関連
	1 病院
	2 医療関連の研究所
	3 伝統医療の病院
	4 民間の診療所

No.	産業/業種	
	5	動物用医薬品の製造
(R)	IT	
	1	ITインフラサービス
	2	ソフトウェア開発
(S)	ホテル、観光	
	1	ホテル、リゾート施設
	2	観光用の輸送サービス
	3	エコツーリズム
(T)	科学研究	
	1	農業、畜産業分野での研究開発
	2	医療分野での研究開発
	3	産業発展、エンジニアリングならびに技術分野での研究開発
	4	収穫後の農地研究
	5	農業、畜産ならびに水産業における科学的予備調査
	6	伝統医薬に関する研究
	7	地質学の研究

home.kpmg/mm

Contact us

**KPMG Advisory (Myanmar) Ltd.
Kanharyar Office Tower,
Unit 03,04,05, Level 19
Corner of Kan Yeik Thar Road &
U Aung Myat Road,
Mingalar Taung Nyunt Township**

T: +95 1 937 7200~02

E: myanmar@kpmg.com

STAY CONNECTED >>>



Twitter: twitter.com/KPMG_MM

Facebook: facebook.com/KPMGinMyanmar

Linkedin: linkedin.com/company/kpmg-myanmar

instagram: instagram.com/kpmgmyanmar

YouTube: youtube.com/KPMGinMyanmar

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2020 KPMG Advisory (Myanmar) Ltd. a Myanmar limited liability company and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. 20-1076

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.